団体総合生活補償保険 個人包括賠償責任保険

ご契約のしおり

団体総合生活補償保険 個人包括賠償責任保険 普通保険約款·特約



平素は格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。 この「ご契約のしおり」では、「団体総合生活補償保険」、「個人包括 賠償責任保険」について、ご契約内容(約款)やご契約に伴うご注意 事項など、大切なことがらをご説明しています。 保険証券とともにご確認のうえ大切に保管してください。

●保険証券の記載内容のご確認について

保険証券はお客さまからお申出いただきました内容や、ご確認させていただきました事項に基づいて作成しております。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。

・この「ご契約のしおり」の「第2部 保険証券の記載内容および その見方」をご覧ください。

【ご質問・ご要望などについて】

ご不明な点やお気づきの点がございましたら、代理店・扱者または 当社までお問合わせください。

「ご契約のしおり」の目次

第1部: 重要事項のご説明しずりの補足事項・・・・・・ PO11
上おり解約日、始期日、治療、通院、入院、保険期間、 満期日 用語のご説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Listy
しまり 被保険者による保険契約の解約請求について・・・・・・ PO14
事故が起こった場合の手続き P015 1 事故が起こった場合の当社へのご連絡等 P015 2 代理請求人制度 P016 3 保険金のご請求時にご提出いただく書類 P016 4 保険金のお支払時期について P019 5 保険金請求権の時効について P019 6 先取特権 P019
しまり 継続契約について・・・・・・P019
しまり無効、取消し、失効について・・・・・・・PO19
しまり ご契約内容および事故報告内容の確認について ····· PO20
第2部:保険証券の記載内容およびその見方 PO21
第3部:通知義務等·····PO23
1 通知義務と通知事項・・・・・・PO24 2 通知事項以外の契約内容変更・・・・・・PO24
第4部:団体総合生活補償保険 普通保険約款・特約 PO25
「普通保險約款。特約一點表」「特約悉是。名称相対表」は

第5部:個人包括賠償責任保険 普通保険約款・特約 P143

「普通保険約款・特約一覧表」「特約番号・名称相対表」は、 POO5 以降をご参照ください。

P005 以降をご参照ください。

第6部:返還保険料のお取扱いについて ···· P173

普通保険約款•特約一覧表

普通保険約款および、セットされる特約は以下のとおりです。 特約には、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的 にセットされる特約(自動セット特約)と、ご契約時にお申出があり 当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)があり ます。自動セット特約には 自動セット と表示しています。 なお、保険証券の表示内容については「第2部 保険証券の記載内容 およびその見方」 (P.021) をご参照ください。 【団体総合生活補償保険】 団体総合生活補償保険 普通保険約款····· PO26 1. 補償に関する特約 (1) 日常生活賠償特約····· PO38 (2) ゴルファー賠償責任保険特約・・・・・・・・・・ PO50 (3) ハンター賠償責任保険特約 · · · · · PO61 (4) ゴルファー傷害補償特約・・・・・・・・・・ PO68 (5) ハンター傷害補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・ PO82 (6) 傷害死亡保険金対象外特約····· PO98 (7) 傷害後遺障害保険金対象外特約····· PO99 (8) 傷害手術保険金対象外特約····· PO99 (9) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット P100 (10) ゴルフ用品補償特約······ P101 (11)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(団体総合生活補償保険用) P106 2. 保険料に関する特約 (12) 初回保険料口座振替特約・・・・・・ P111 (13) 保険料クレジットカード払特約・・・ P113 (14) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・・・ P115 (15) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・・・ P116 (16) 一般団体総合生活補償保険保険料分割払特約 (猶予期間延長用)・・・・ P118

(17) 保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)・・・・・・ P123(18) 保険料支払に関する特約・・・・・・・・ P127(19) 保険料支払手段に関する特約 自動セット・・・・・ P128

3. その他の特約

(20)	包括契約特約(毎月報告・毎月精昇)	P129
(21)	包括契約特約(毎月報告•一括精算)	P130
(22)	包括契約特約(一括報告•一括精算)	P132
(23)	保険料確定特約(包括契約特約用) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P133

(24) ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約 P134
(25) 保険料確定特約 (ゴルフ入場者包括用) P137
(26) 企業等の災害補償規定等特約····· P138
(27) 企業等の保険金受取に関する特約····· P139
(28) 共同保険に関する特約····· P140
【個人包括賠償責任保険】(CPL保険)
個人包括賠償責任保険 普通保険約款····· P144
1. 補償に関する特約
(1) 個人包括追加特約 自動セット · · · · · P158
(2) 被害者治療費補償特約 自動セット · · · · P161
(3) 自動車危険対象外特約 · · · · P163
(4) 船舶危険補償特約····· P163
2. 保険料に関する特約
(5) 初回保険料払込取扱票·請求書払特約····· P163
(6) 初回追加保険料払込取扱票·請求書払特約····· P165
(7) 保険料支払に関する特約 · · · · · P167
(8) 保険料支払手段に関する特約 自動セット · · · · P167
3. その他の特約
(9) 支払通貨および為替交換比率に関する特約 自動セット P168
(10) 包括契約特約(毎日報告・毎日精算)·····P168

(12) 共同保険に関する特約····· P172

(11) 包括契約特約(毎月報告・一括精算)

特約番号 • 名称相対表

お客さまのご契約には、証券表示の内容に従い、次の特約が適用されます。下表の特約番号より、特約名称と適用基準をご確認ください。 なお、特約番号欄が「一」の特約については、特約名称の50音順に掲載しています。

【団体総合生活補償保険】

特約番号	特 約 名 称	
	19 //13 🗀 19	
(保険証券の特 約欄に表示の 英数力ナ番号)	適 用 基 準	ページ
但	呆険料支払に関する特約	
1 '	寺約欄に名称もしくは「O1」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P127
	一般団体総合生活補償保険保険料分割払特約(猶 予期間延長用)	P118
1	寺約欄に名称もしくは「O3」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	PIIO
俘	呆険料一般分割払特約(猶予期間延長用)	
1 '	寺約欄に名称もしくは「O4」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P123
傳	 鳥害死亡保険金対象外特約	
1	寺約欄に名称もしくは「20」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P098
傳	易害後遺障害保険金対象外特約	
1	寺約欄に名称もしくは「21」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P099
35	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	P100
	すべてのご契約に適用されます。	- 100
	易害手術保険金対象外特約 	
1 '	寺約欄に名称もしくは「83」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P099
	呆険料クレジットカード払特約	
1	寺約欄に名称もしくは「Aイ」と表示、または特記 事頂欄に名称が表示されます。	P113
·····································	刃回保険料払込取扱票・請求書払特約	
I I	寺約欄に名称もしくは「Aク」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P115

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の	特 約 名 称 適 用 基 準	ページ
英数力ナ番号	企業等の保険金受取に関する特約 企業等の保険金受取に関する特約	
EΛ	特約欄に名称もしくは「E/1」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P139
	保険料確定特約(包括契約特約用)	
LQ	特約欄に名称もしくは「LQ」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P133
	包括契約特約(毎月報告・毎月精算)	
LR	特約欄に名称もしくは「LR」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P129
	包括契約特約(毎月報告・一括精算)	
LS	特約欄に名称もしくは「LS」と表示、または特記 事項欄に名称か表示されます。	P130
	包括契約特約(一括報告•一括精算)	
LT	特約欄に名称もしくは「LT」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P132
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	D400
QG	特約欄に名称もしくは「QG」と表示、または特記事項欄に名称か表示されます。	P106
	初回保険料口座振替特約	
QL	特約欄に名称もしくは「QL」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P111
	ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約	
TI	特約欄に名称もしく「T工」と表示、または特記事 項欄に名称が表示されます。	P134
	保険料確定特約(ゴルフ入場者包括用)	
T才	特約欄に名称もしくは「T才」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P137
	企業等の災害補償規定等特約	
YY	特約欄に名称もしくは「YY」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P138

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の 英数カナ番号)	特 約 名 称 適 用 基 準	ページ
	共同保険に関する特約	
_	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約 分担表に、共同保険の分担会社および分担割合ま たは分担会社それぞれの保険金額が表示されてい る場合に適用されます。	P140
	ゴルファー傷害補償特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P068
	ゴルファー賠償責任保険特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P050
	ゴルフ用品補償特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P101
	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	
_	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合に適用されます。	P116
	日常生活賠償特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P038
	ハンター傷害補償特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P082
	ハンター賠償責任保険特約	
_	保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に 名称の表示のある場合に適用されます。	P061
_	保険料支払手段に関する特約	P128
	すべてのご契約に適用されます。	

【個人包括賠償責任保険】 (CPL保険)

1個人已拍照	價責任保険】(CPL保険)		
特約番号	特 約 名 称		
(保険証券の特 約欄に表示の 英数力ナ番号)	適用基準	ページ	
	自動車危険対象外特約		
69	特約欄に名称もしくは「69」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P163	
	初回保険料払込取扱票・請求書払特約		
Aク	特約欄に名称もしくは「Aク」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P163	
	保険料支払に関する特約		
B9	特約欄に名称もしくは「B9」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P167	
G1	被害者治療費補償特約	P161	
	すべてのご契約に適用されます。	1 101	
	船舶危険補償特約		
N1	特約欄に名称もしくは「N1」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P163	
N2	支払通貨および為替交換比率に関する特約	P168	
	すべてのご契約に適用されます。		
	包括契約特約(毎月報告・毎月精算)	5400	
N3	特約欄に名称もしくは「N3」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P168	
	共同保険に関する特約		
_	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約 分担表に、共同保険の分担会社および分担割合ま たは分担会社それぞれの保険金額が表示されてい る場合に適用されます。	P172	
_	個人包括追加特約	P158	
	すべてのご契約に適用されます。	1 156	
	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約		
_	払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合に適用されます。	P165	
	包括契約特約(毎月報告・一括精算)	P170	
	特約欄または特記事項欄に名称が表示されます。	FIIO	
_	保険料支払手段に関する特約	P167	
	すべてのご契約に適用されます。	1 107	

第 1 部

重要事項のご説明の補足事項

- 「重要事項のご説明」においてしおりを記載した事項をご確認ください。
- ・個人包括賠償責任保険(CPL 保険)は補足事項はありません。

「重要事項のご説明」 しまりマークの項目について

「重要事項のご説明」において、この「ご契約のしおり」に記載する こととしていたしまりの項目について、以下のとおりご説明します。

『重要事項のご説明』表紙



※イメージは実物と異なる場合があります。

用語のご説明

[187] 解約日、始期日、治療、通院、入院、 保険期間、満期日

詳しくは P.013

しおり 最低保険料について

詳しくは P.014

しまり 被保険者による保険契約の解約請求について 詳しくは P.014

国 事故が起こった場合の手続き

争以が起こうに場合の子派と	E10.181.019
1 事故が起こった場合の当社へのご連絡等	P.015
② 代理請求人制度	
③ 保険金のご請求時にご提出いただく書類	P.016
4 保険金のお支払時期について	P.019
⑤ 保険金請求権の時効について	P.019
6 先取特権	P.019

継続契約について しおり

詳しくは P.019

無効、取消し、失効について しおり

詳しくは P.019

ご契約内容および事故報告内容の確認について 詳しくは P.020

用語のご説明

[187] 解約日、始期日、治療、通院、入院、保険期間、満期日

下表では、「重要事項のご説明」およびこの「ご契約のしおり(第 1部)」に記載されている用語をご説明しています。「重要事項の ご説明」に記載の「用語の説明」とあわせてご確認ください。

しおり 用語	ご説明
解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された 日をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療 をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、 訪問診療もしくはオンライン診療により、 治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等 の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。 ※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鎖(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または 診療所に入り、常に医師の管理下において 治療に専念することをいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日まで の期間であって、保険証券記載の保険期間 をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。

しおり最低保険料について

- ・この保険契約の最低保険料は1,000円となります。さらに、団体 割引を適用する場合は、所定の最低保険料が適用されます。
- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。ただし、次の場合を除きます。①分割払契約の場合
 - ②保険契約の中途更改に伴う保険料返還の場合
 - ③「ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約」をセットし、保険契約締結 時に暫定保険料を領収するご契約の場合

しおり被保険者による保険契約の解約請求について

(P.O32) 団体総合生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第11条(P.O32)

傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由があるときは、その被保険者は、保険契約者に対し傷害補償特約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、傷害補償特約を解約しなければなりません。ただし、この場合において、当社が未払込保険料を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。なお、本規定は、日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約、ハンター賠償責任保険特約等には適用されません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしてい なかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社に傷害 補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケ ガ等を発生させ、または発生させようとした場合
 - 保険金を受け取るべき方が、傷害補償特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者 その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、傷害補償特約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、 傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に 著しい変更があった場合
- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、傷害補償特約を解約することができます。その際は被保険者であることを証明する資料等を提出してください。
- ※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分とします。

しおり事故が起こった場合の手続き

- 1 事故が起こった場合の当社へのご連絡等
 - (1)事故が起こった場合、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く 0120-258-189(無料)

※おかけ間違いにご注意ください。

- (2)他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出く ださい。
- (3) 賠償事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

①日常生活賠償特約もしくはゴルファー賠償責任保険特約をセットしたご契約の場合

日本国内において発生した、上記特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した、上記特約の対象となる賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償 責任の額が、上記特約で定める保険金額を明らかに超える 場合
- 相手の方が当社との交渉に同意しない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ②ハンター賠償責任保険特約をセットしたご契約の場合 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉 を行う「示談交渉サービス」は行いません。
- (4) ゴルフ用品補償特約をご契約の場合、対象となる盗難事故が発生 したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5)被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して 既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金 の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【当社がお支払いする保険金の額】 (注1)

- ■賠償責任を補償する特約、ゴルフ用品補償特約の場合
 - ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額 (注2) をお支払いします。
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払 責任額 (註2) を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支 払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払い します。
- ■傷害補償特約の場合

他の保険契約等の有無にかかわらず、保険証券記載の保険金額に基づく所定の金額をお支払いします。

- ■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)の場合
 - ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額 (3+2) をお支払いします。
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、それらのご契約のうち最も高い保険金額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額 (322) を限度とします。
 - (注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合かあります。
 - (注2)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 代理請求人制度

重度の後遺障害が発生し意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できることがあります(「代理請求人制度」)。 (主) 詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- (注)「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- ③ 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までご相談ください。

- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。「一」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「賠償責任補償」 に●を付した書類のうち当社が求めるものををご提出いただきます。
- ※4 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に 必要な書類	書類の例	賠償責任補償	傷害補償	用品補償	ホールインワン等
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	•	•	•	•
(2) 当社所定の事故内容報告書、 損害または費用の発生を確認 する書類およびその他これに 類する書類(章) (注) 事故発生の状況・日時・ 場所、事故の原因、損 害または費用発生の有 無を確認するための書 類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事 故証明書、事故原因・損害状況に 関する写真・画像データ・修理業 者からの報告書、損害助細書、狩 猟免許・狩猟者許可証・銃砲所持 許可証等、免責事由該当性を確認 する書類、損害防止費用・権利保 全行使費用・緊急措置費用・協力 費用・争訟費用に関する領収書・ 明細書	•	•	•	•
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償。額求よび損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償	診断書、後遺障書診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、体業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(尹)本全部(個人)事項証明書示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書	•	I	1	
(4) 身体障害、ケガの発生およびその額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 当社所定の後遺障書診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障書による損害の額を示す書類 当社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の頼収書、診療経網明細書、調査に関する同意書	_	•		_

保険金のご請求に	書類の例	賠償責任補償	傷害補償	用品補償	ホールインワン等
必要な書類		補償	償	償	ウン等
(5) 損害が発生した物の価額、 損害の額または費用の額を確認する書類 ①損害が発生した物の価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額およびそ	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見稿書・請求書・領収書、調	•	_	•	_
の支出を確認する書類 (6) ホールインワンまたはアル	修注兄候書・請水書・関収書、調 査に関する同意書				
バトロスの発生および慣習費 用の額を確認する書類 ①ホールインワンまたはアルバトロスの発生を確認する書類 ②慣習費用の額を確認する書類	当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書、ビデオ映像テープ・スコアカード(写)・公式競技会の当日の成績表等ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明するための資料および書類ホールインワン・アルバトロス費用内訳明細書、費用の支出を示す領収書、ブリペイドカード(写)				•
(7) その他必要に応じて当社が 求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②当社が事故または損害の調査 を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償 金・保険金・給付金等の額を 確認する書類 ④第三者の加害行為、共同不法 行為の場合等に第三者等に対 する権利の移転を確認する書類 ⑤保険金の請求を第三者に委任 したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 代表者事項証明書、 であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を被保険者として保険金請求する場合は、上記書類のほか「パートナー関係に関する自認書兼同意書」をご提出いただく場合があります。 当社所定の同意書 示談書、料決書、被書者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 権利移列証(兼)念書	•	•	•	•

4 保険金のお支払時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認 (注1) を終えて保険金をお支払いします。 (注2)

- (注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、(医療機関 /損害保険鑑定人) など専門機関の(診断/診断・鑑定等の) 結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における通管等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

5 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

6 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・賃権設定・差押えはできません。

しおり 継続契約について

- (1)保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。
- (2) 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定 日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保 険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約 の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご 契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承くださ い。

しおり無効、取消し、失効について

(ジア団体総合生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第6条~第8条(P.031) ゴルファー傷害補償特約第8条(P.073) ハンター傷害補償特約第9条(P.089)

- (1)以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。 ①の場合は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②の 場合は、保険料の全額を返還します。
 - 場合は、保険料の主観を返還します。 ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に 保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約に ついて、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺 または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は 取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保 険料は返還できません。

- (3)被保険者(日常生活賠償特約をセットしたご契約の場合は被保険者全員)が死亡 (注) した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
 - (注) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害 補償特約部分の保険料は返還できません。

しおりご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における保険犯罪の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、当社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

第2部

保険証券の 記載内容および その見方

ご契約後に保険証券をお送りしています。お手元に届きましたら保険証券に記載された内容をご確認ください。なお、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。

保険証券の記載内容 およびその見方

イ 保険契約者の住所、氏名、保険種類および 保険期間をご確認ください。

7 「被保険者」欄をご確認ください。

「被保険者」は補償の対象となる方または補償を受けられる方です。氏名等に誤りがあった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約条件や、セットされる特約により、被保険者の範囲が異なる場合があります。

被保険者(補償の対象となる方または補償を受けられる方) については、普通保険約款および特約をご確認ください。 なお、ご不明な点については、代理店・扱者または当社まで お問合わせください。

3 「保険金受取人」欄をご確認ください。

傷害補償特約の保険金受取人を記載しておりますのでご確認ください。(なお、個人包括賠償責任保険の場合、本欄はありません。)

4 「保険料払込方法」「保険料払込期日」「保険料」欄をご確認ください。

保険料払込方法が口座振替、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで (注) に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および 重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払 込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払 込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいだたくことがあ ります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】 原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

5 補償内容と支払限度額・保険金額等が お申込内容と相違ないことをご確認ください。

支払限度額・保険金額の設定がある場合は支払限度額・保険金額が表示されます。補償内容と支払限度額・保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

ご確認内容

保険金の種類、保険契約にセットされた特約の名称、支払 限度額・保険金額、割引等をご確認ください。

第3部

通知義務等

ご契約後、ご連絡をいただく必要がある事項について説明しています。

1

通知義務と通知事項

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理 店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、 ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますの で、十分ご注意ください。なお、個人包括賠償責任保険には通 知事項はありません。

(アゴルフ入場者包括賠償責任保険特約第6条(P.135)

【通知事項】

- ①ゴルフ場入場者契約(「ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約」を セット)の場合 ゴルフ場予想入場者数が変更となる場合
- ②ゴルフ練習場入場者契約 (「ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約」をセット) の場合

練習場打席数が変更となる場合

7 通知事項以外の契約内容変更

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- (P.031)、個人包括賠償責任保険普通保険約款第2章基本条項第5条(P.031)、個人包括賠償責任保険普通保険約款第11条(P.149)
- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

第4部

団体総合生活補償保険 普通保険約款・特約

普通保険約款は、基本となる補償内 容および契約手続き等に関する原則 的な事項を定めたものです。

特約は、補償内容など普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変 更する事項を定めたものです。

団体総合生活補償保険 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

用語		
Hoo	説明	
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であって も、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨 床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により その根拠を客観的に証明することができないも のをいいます。	
医科診療報酬点 数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に 基づき定められている医科診療報酬点数表をい います。	
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、電話診療は含みません。	
解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力 を将来に向かって失わせることをいいます。	
解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。 ただし、基本条項第11条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)および(4)の規定においては、被保険者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。	
既経過期間	始期日から既に経過した期間をいいます。	
危険	損害等の発生の可能性をいいます。	
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (注2)試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。	
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。	
契約年令	この保険契約の始期日における被保険者の年令 をいいます。	
後遺障害 公的医療保険制	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をい	
	医学いもの 医学いもの 医科診療 を表表 オンシ診療 解除 解除 解除 解除 解除 解節 の症 があります。 解除 解節 の症 の症 の症 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	

	æ	I , , + +
	度	います。
		① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192
		② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
		っ/ ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第
		128号)
		④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律
		第152号)
		⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第
		245号)
		⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
		⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57
		年法律第80号)
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の
		記載事項とすることによって当社が告知を求め
		たものをいい、他の保険契約等に関する事項を
		含みます。
U	歯科診療報酬点	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に
	数表	基づき定められている歯科診療報酬点数表をい
	+0.00	います。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に
	佐佐	向かって失うことをいいます。 被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいい
	疾病	板体映るが扱うた場合以外の身体の噪音をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷
		までは、
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払事由	この保険契約に適用される特約の第1条(保険
	Z112711	金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ
		き事由をいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
		① 公的医療保険制度における医科診療報酬点
		数表に、手術料の算定対象として列挙されてい
		る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに
		該当するものを除きます。
		ア. 創傷処理
		イ・皮膚切開術
		ウ、デブリードマン
		工. 骨または関節の非観血的または徒手的な整 復術、整復固定術および授動術
		「「「「」」というなどでは、「できる」である。 「ないない。」というでは、「ないないない。」では、「ないないない。」では、「ないないないないないない。」では、「ないないないないないない。」では、「ないないないないないないないないないない。」では、「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
		② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)
		(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行
		為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象とし
		て列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数
		表においても手術料の算定対象として列挙されている
		診療行為を含みます。
		(注2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚
		生労働省告示に基づき定められている評価療養のう
		ち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、
		先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合
		する病院または診療所において行われるものに限りま
		す。
		(注3) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の

	傷害	目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取し
		た場合に急激に発生する中毒症状(注)を含みます。ただし、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注)中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、 スノーモービルその他これらに類するものをい います。 (注)モーターボートには、水上オートバイを含みます。
そ	損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が 行う治療をいいます。 (注)医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問 診療もしくはオンライン診療により、治療を受 けることをいいます。ただし、治療を伴わない、 薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等 のためのものまたは医師等による受診勧奨は含 みません。
τ	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条(契約時に告知いただく事項ー告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
ح	特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項 を特別に補充・変更する場合のその補充・変更 の内容を定めたものです。
ıc	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療 所に入り、常に医師の管理下において治療に専 念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者および 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なら ない程度の実質を備える状態にある者を含みま す。
	発病	被保険者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者 以外の医師の診断によりはじめて発見されるこ

ĺ		とをいいます。	
\mathcal{O}	被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または	
		補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険	
		者をいいます。	
131	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めた	
		ものです。	
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全	
		国または一部の地区において著しく平穏が害さ	
		れ、治安維持上重大な事態と認められる状態を	
		いいます。	
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間	
		であって、保険証券記載の保険期間をいいます。	
	保険金	この保険契約に適用される特約のそれぞれに規	
		定する保険金をいいます。	
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であっ	
		て、この保険契約が成立すれば、保険料の支払	
		義務を負うこととなる者をいいます。	
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出	
		する書類(注)をいい、申込みに必要な内容を	
		記載した付属書類がある場合には、これらの書	
		類(注)を含みます。	
		(注) 書類には、電子媒体によるものを含みます。	
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払	
		い込むべき金銭をいいます。	
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。	
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。	
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約	
		締結時から生じなかったものとして取り扱うこ	
		とをいいます。	

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この保険契約に適用される特約の支払事由に該当した場合、普通保険約款および特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に適用される特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条(補償される期間-保険期間)

- (1)この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2)本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保 険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりま せん。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の 払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にそ の全額を払い込まなければなりません。
- (2)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、 日本国内または国外において発生した支払事由による損害等に対して保険 金を支払います。

第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。なお、保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が発生した時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。 なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)本条(2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した 後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することがで きます。
- (5)本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。
 - (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条(保険契約者の住所変更)

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第7条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第8条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条(保険契約者からの保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を 解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険 料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注)未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第10条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与 する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続

を困難とする重大な事由を発生させたこと。

- (2)当社は、次のいすれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます
 - ① 被保険者が、本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3)この保険契約に適用される特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条(1)または(2)の規定による解除が損害等(注3)の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - ① 被保険者の傷害または疾病(注5)に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害(注6)に対して保険金を支払うもの
- (4)この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3)①または②のいすれにも該当しない場合、本条(1)または(2)の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3)①または②のいすれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1)③ア・からオ・までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
 - ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する 法律上の損害賠償責任の額についての損害
 - (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
 - (注2)解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
 - (注3) 損害等とは、本条(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
 - (注4) 保険金は、本条(2)②の規定による解除がなされた場合、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
 - (注5) 傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。
 - (注6) 損害には、損失および費用を含みます。

第11条(被保険者による保険契約の解約請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当する事由があるときには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約(注1)することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条(重大事由が

ある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当するとき。
- ④ 第10条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)④に 規定する事由が発生したとき。
- ⑤ 本条(1)②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2)保険契約者は、本条(1)①から⑥までの事由がある場合において、その被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約(注1)しなければなりません。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注2)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (3)本条(1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知を もって、この保険契約を解約(注1)することができます。ただし、健康 保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りま す。
- (4)本条(3)の規定によりこの保険契約が解約(注1)された場合は、当社は、 遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。 ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注2)を請求したとき には、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
 - (注1)解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
 - (注2) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料の うち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第12条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条(保険料の返還または追加保険料の請求ー告知 義務等の場合)

(1)当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料率また は保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料 の請求」のとおりとします。

区分	保険料の返遠、追加保険料の請求
① 第4条(契約時に	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に
告知いただく事項ー	基づき計算した保険料を返還し、または追加保
告知義務)(1)により	険料を請求します。
告げられた内容が事	
実と異なる場合	
② 本条(1)①のほか、	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づ
保険契約締結の後、保	き計算した、未経過期間に対する保険料を返還
険契約者が書面を	し、または追加保険料を請求します。
もって保険契約の条	
件の変更を当社に通	
知し、承認の請求を行	
い、当社がこれを承認	
する場合	

- (2)当社は、保険契約者が本条(1)①の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)本条(1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2)の 規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いま せん。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、そ の返還を請求することができます。
- (4)本条(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求 に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料 を領収する前に発生した支払事由による損害等に対しては、保険契約条件 の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普 通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第14条(保険料の返還ー無効または失効の場合)

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還	
① 保険契約が無効と なる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。 ただし、第6条(保険契約の無効)の規定によ り、保険契約が無効となる場合は、既に払い込 まれた保険料を返還しません。	
② 保険契約が失効と なる場合	次の算式によって計算した額を返還します。 保険料 - 既経過期間に対し月割によって計算した保険料	

第15条(保険料の返還一取消しの場合)

保険契約の取消しの場合には、保険料の返還について、次表のとおりと します。

区分	保険料の返還
第8条 (保険契約の取	既に払い込まれた保険料を返還しません。
消し)の規定により、	
当社が保険契約を取り	
消した場合	

第16条(保険料の返還-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

保険料の返還

① 第4条(契約時に	次の算式によって計算した額を返還します。	
告知いただく事項ー 告知義務)(2)の規定 により、当社が保険契	保険料 - 既経過期間に対し月割によって計算した保険料	
約を解除した場合		
② 第10条(重大事		
由がある場合の当社		
からの保険契約の解		
除)(1)の規定により、		
当社が保険契約を解		
除した場合		

区分

- ③ 第13条(保険料の返還または追加保 険料の請求一告知義 務等の場合)(2)の規 定により、当社が保険 契約を解除した場合
- ④ 第9条(保険契約 者からの保険契約の 解約)の規定により、 保険契約者が保険契 約を解約した場合
- ⑤ 第10条(重大事 由がある場合の当社 からの保険契約の解 除)(2)の規定により、 当社が保険契約を解 除(注1)した場合
- ⑥ 第11条(被保険 者による保険契約の 解約請求)(2)の規定 により、保険契約者が 保険契約を解約(注2) した場合
- ⑦ 第11条(被保険 者による保険契約の 解約請求)(3)の規定 により、被保険者が保 険契約を解約(注2) した場合
- (注1) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- (注2)解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第17条(保険金の請求)

- (1)当社に対する保険金請求権は、この保険契約に適用される特約に定める時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に適用される特約に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者 に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居また は生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(3) ①以外の配偶者(注)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4)本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当 社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当 社は、保険金を支払いません。

- (5)当社は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注)配偶者は、「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第18条(保険金の支払)

(1)当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保 険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有	ア. 事故発生の原因
無	イ. 事故発生の状況
	ウ. 損害、損失もしくは傷害発生の有無
	または疾病の内容
	工、被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由	この保険契約において保険金が支払わ
の有無	れない事由としている事由に該当する
	事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害もしくは損失の額、保険価額ま
	たは傷害もしくは疾病の程度
	イ. 事故と損害、損失または傷害との関
	係
	ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解
	約、無効、失効または取消しの事由に該
	当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほ	ア. 他の保険契約等の有無および内容
か、当社が支払うべき保険金の	イ.損害または損失について被保険者が
額の確定	有する損害賠償請求権その他の債権
	および既に取得したものの有無およ
	び内容等

(2)本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	908
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照	120日

会	
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用	
された災害の被災地域における本条(1)①から⑤ま	60⊟
での事項の確認のための調査	
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内に	
おいて行うための代替的な手段がない場合の日本国	180⊟
外における調査	

- (3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情に よって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)ま たは(2)の期間に算入しないものとします。
- (5)本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者 または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除い ては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1)請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第17条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条(時効)

保険金請求権は、第17条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第21条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの 保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うもの とします。

第22条(契約内容の登録)

- (1)当社は、この保険契約締結の際、次に掲げる事項を協会(注)に登録します。
 - ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金 日額および疾病入院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (2)各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会(注)および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会することができます。
 - (注)協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第23条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通 保険約款および特約の規定を適用します。

第24条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起することにします。

第25条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

1. 補償に関する特約

(1) 日常生活賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。た

ŧ	軌道上を走行す る陸上の乗用具	だし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注)情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ローブウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ローブトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイド
		に沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸 上の乗用具として取り扱います。
U	住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいい、 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
7	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
V	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2 条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す る者をいいます。
Œ	法律上の損害賠 償責任 保険金 本人	民法(明治29年法律第89号)等法律に基づ く損害賠償責任をいいます。 この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 日常生活賠償保険金をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
 - ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の時が保険期間中であっ

た場合に限り、保険金を支払います。

(注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子
 - ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である 場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者 に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力 者に関する第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故に限ります。
- (2)本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者と これらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となっ た事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに 伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族(注5)に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体 の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として 使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害 賠償責任

- ⑨ 航空機、船舶・車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、本条(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4)住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注5) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注6) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注7) 銃器には、空気銃を含みません。

第4条(支払保険金の計算)

(1)1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。

保険金 = にき

被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を 命ぜられた訴訟費 用または判決日ま での遅延損害金

被保険者が損害賠償請求権者 に対して損害賠償金を支払っ たことにより代位取得するも のがある場合は、その価額

免責金額

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1)の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第5条(事故発生時の義務および義務違
	反の場合の取扱い)(1)①に規定する損
	害の発生または拡大の防止のために必
	要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第5条(事故発生時の義務および義務違
	反の場合の取扱い)(1)③に規定する権
	利の保全または行使に必要な手続きを
	するために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規
	定する事故により他人の身体の障害、他
	人の財物の損壊または軌道上を走行す
	る陸上の乗用具の運行不能が発生した
	場合において、損害の発生または拡大の
	防止のために必要または有益と認めら
	れる手段を講じた後に法律上の損害賠
	償責任のないことが判明したときに、そ
	の手段を講じたことによって要した費
	用のうち、応急手当、護送、診療、治療、
	看護その他緊急措置のために要した費
	用、およびあらかじめ当社の同意を得て
	支出した費用をいいます。

④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

- (注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含 みません。
- (注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含み ません。

第5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定 する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行 する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、次表「事故

発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場		
合は、次表「義務違反の場合の	取扱い」のとおりとします。	
事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い	
① 損害の発生および拡大の防	保険契約者または被保険者が、正当な理	
止に努めること。	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
	当社は発生または拡大を防止すること	
	ができたと認められる損害の額を差し	
	引いて保険金を支払います。	
② 次の事項を遅滞なく当社に	保険契約者または被保険者が、正当な理	
通知すること。	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
ア.事故発生の日時、場所お	当社は、それによって当社が被った損害	
よび事故の状況ならびに被	の額を差し引いて保険金を支払います。	
害者の住所および氏名また		
は名称		
イ. 事故発生の日時、場所ま		
たは事故の状況について証		
人となる者がいる場合は、		
その者の住所および氏名ま		
たは名称		
ウ. 損害賠償の請求を受けた		
場合は、その内容		
③ 他人に損害賠償の請求(注1)	保険契約者または被保険者が、正当な理	
をすることができる場合には、	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
その権利の保全および行使に	当社は、他人に損害賠償の請求(注1)	

必要な手続きをすること。

をすることによって取得することがで きたと認められる額を差し引いて保険 金を支払います。

(4) 損害賠償の請求(注1)を 受けた場合には、あらかじめ当 社の承認を得ないで、その全部 または一部を承認しないこと。 ただし、被害者に対する応急手 保険契約者または被保険者が、正当な理 由がなく左記の規定に違反した場合は、 当社は、損害賠償責任がないと認められ る額を差し引いて保険金を支払います。

当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑤ 損害賠償の請求(注1)に ついての訴訟を提起し、または 提起された場合は、これを遅滞 なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、 当社は、それによって当社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは ⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類 に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条(当社による協力または援助)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる 損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の 損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を 負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の 手続きについて協力または援助を行います。
- (2)日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に 関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規定を 適用しません。

第7条(当社による解決)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払 責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保 険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(注)を行いま す。
 - ① 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から第8条(損害賠償請求権者の直接請求権) の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2)本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3)当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求

(注) 訴訟の手続きには、弁護士の選任を含みます。

第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2)当社は、次のいすれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条 (3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社が この特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度と します。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した 場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意 が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3)第7条(当社による解決)および本条の損害賠償額とは、次の算式により 算出される額をいいます。

損害賠償額

被保険者が損害賠償 請求権者に対して負担する法律上の損害 賠償責任の額

被保険者が損害賠償 請求権者に対して既 に支払った損害賠償 金の額

- (4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合 した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支 払います。
- (5)本条(2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害 賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、 その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6)1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が日常生活賠償保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① 本条(2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第1条(保険金を支払う場合) (1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7)本条(6)②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当 社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険 金の額(注1)を限度とします。
- (8)日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に

関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)から(7)までの規定を適用しません。

- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第9条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1)第6条(当社による協力または援助)または第7条(当社による解決)(1) の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、日常生活賠償保険金額(注1)の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
 - ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2)本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、 当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3)本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間において は、第4条(支払保険金の計算)(1)ただし書、第8条(損害賠償請求権 者の直接請求権)(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸 付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4)本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5)第11条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
 - (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
 - (注2) 供託金には、利息を含みます。
 - (注3)貸付金には、利息を含みます。

第10条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分 支払保険金の額

① 他の保険契約等から 保険金または共済金が 支払われていない場合
② 他の保険契約等から 保険金または共済金が 支払われた場合 支払われた場合 大払われた場合 支払われた場合 支払われた場合 支払われた場合 支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払 責任額(注1)を限度とします。

- (注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最

第11条 (保険金の請求)

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、 当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書
- ② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断 書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- ⑥ 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- ⑦ 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に 定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証 拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。

第12条(損害賠償額の請求)

- (1)損害賠償請求権者が第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2)損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の 算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した 費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責

任の額を示す示談書

- ⑥ 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- ⑦ 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑧ その他当社が第13条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3)損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、 損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないとき は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社 に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として 損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者 に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と 同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注3)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4)本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、 本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調 査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類ま たは証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、 または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日 から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって 消滅した場合
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に 限ります。

第13条(損害賠償額の支払)

(1)当社は、第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)または(6)ただし 書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含 めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の

確認を終え、損害賠償額を支払います

確認を終え、損害賠償額を支払います。		
確認する内容	確認に必要な事項	
① 損害賠償額の支払事由発生	ア. 事故の原因	
の有無	イ. 事故発生の状況	
	ウ.損害発生の有無	
	工、被保険者に該当する事実	
② 損害賠償額が支払われない	損害賠償額が支払われない事由として	
事由の有無	この保険契約において定める事由に該	
	当する事実の有無	
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額	
	イ. 事故と損害との関係	
	ウ. 治療の経過および内容	
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解	
	約、無効、失効または取消しの事由に該	
	当する事実の有無	
⑤ 本条(1)①から④までのほ	ア. 他の保険契約等の有無および内容	
か、当社が支払うべき損害賠償	イ. 損害について被保険者が有する損害	
額の確定	賠償請求権その他の債権および既に	
	取得したものの有無および内容等	

(2)本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用 された災害の被災地域における本条(1)①から⑤ま での事項の確認のための調査	60⊟
⑤ 本条(1)①から⑥までの事項の確認を日本国内に おいて行うための代替的な手段がない場合の日本国 外における調査	180⊟

- (3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に 算入しないものとします。
- (5)本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
 - (注1)請求完了日とは、損害賠償請求権者が第12条(損害賠償額の請求)(2)および(3)

- の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条(代位)

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保	被保険者が取得した債権の全額
険金として支払った場合	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険 金が支払われていない損害の額を差し
	引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権 の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類 の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力する ために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第15条(先取特権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被 保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 保険金請求権には、第4条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第16条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第17条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第11条(被保険者による 保険契約の解約請求)および第22条(契約内容の登録)の規定は適用し ません。

第18条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(2) ゴルファー賠償責任保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
<	クラブ等	ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案さ
		れ市販されている器具をいいます。
C	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、
		パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きま
		す。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、
		施設の利用が有料(注)のものをいいます。
		(注) 有料とは、利用にあたり料金を請求されることを
		いい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車
		場および更衣室等の付属施設を含みます。ただ
		し、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをい
		います。
	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指
		示、助言、監督等を行うことをいいます。
	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、場所
		を問わずクラブ等を使用してくり返しスイング
		を行うことをいい、これに付随してその場所で
		通常行われる準備、整理等の行為を含みます。
し	事故	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事
		故をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族
		をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
す	スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ

1		動かすことをいいます。
7	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
V	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2 条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す る者をいいます。
ほ	法律上の損害賠 償責任 保険金	民法(明治29年法律第89号)等法律に基づ く損害賠償責任をいいます。 この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 ゴルファー賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合 に当社が支払うべき保険金の限度額であって、 保険証券記載のこの特約の保険金額をいいま す。
め	本人 免責金額	保険証券記載の被保険者をいいます。 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中(注)に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
 - (注) ゴルフの練習中、競技中または指導中には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条(補償の対象となる方-被保険者)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の 監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注)。 ただし、その責任無能力者に関する第1条(保険金を支払う場合)(1) に規定する事故に限ります。
- (注) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ

らに類似の事変または暴動

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに 伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体 の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がゴルフの補助者と して使用するキャディに対する損害賠償責任を除きます。
 - ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、 ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者の小神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害 賠償責任
 - ⑦ 航空機、船舶・車両(注4)または銃器(注5)の所有、使用または 管理に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条(補償の対象となる方一被保険者)②に規定する者である場合は、本条(2)①、②および④の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
 - (注2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 - (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 - (注4) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
 - (注5) 銃器には、空気銃を含みません。

第4条 (支払保険金の計算)

(1)1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

保険金の額

被保険者が損害賠償請求権 者に対して負担する法律上 の損害賠償責任の額 判決により支払を 命ぜられた訴訟費 用または判決日ま での遅延損害金

被保険者が損害賠償請求権者 一 に対して損害賠償金を支払っ たことにより代位取得するも のがある場合は、その価額

免責金額

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1)の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)については、その全額を支払います。

101 013 013 013 013 013 013 013 013 013	
費用	説明
① 損害防止費用	第6条(事故発生時の義務および義務違

ı	1
	反の場合の取扱い)(1)①に規定する損
	害の発生または拡大の防止のために必
	要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第6条(事故発生時の義務および義務違
	反の場合の取扱い)(1)③に規定する権
	利の保全または行使に必要な手続きを
	するために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規
	定する事故により他人の身体の障害ま
	たは他人の財物の損壊が発生した場合
	において、損害の発生または拡大の防止
	のために必要または有益と認められる
	手段を講じた後に法律上の損害賠償責
	任のないことが判明したときに、その手
	段を講じたことによって要した費用の
	うち、応急手当、護送、診療、治療、看
	護その他緊急措置のために要した費用、
	およびあらかじめ当社の同意を得て支
	出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談につい
	て被保険者が当社の同意を得て支出し
	た費用、および第8条(当社による解決)
	(2)の規定により被保険者が当社に協
	力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険
	者が当社の書面による同意を得て支出
	した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲
	裁、和解もしくは調停に要した費用また
	はその他権利の保全もしくは行使に必
	要な手続きをするために要した費用を
	いいます。

(注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含みません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

火型の限ししあり。	
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	損害の額(注2)から、他の保険契約等から
保険金または共済金が	支払われた保険金または共済金の合計額を差
支払われた場合	し引いた残額。ただし、この保険契約の支払
	責任額(注1)を限度とします。

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

ん。これらの規定に違反した場 とおりとします。	合は、次表「義務違反の場合の取扱い」 <i>0</i>
事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理 由がなく左記の規定に違反した場合は、 当社は、発生または拡大を防止すること ができたと認められる損害の額を差し 引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に 通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所お よび事故の状況ならびに被 害者の住所および氏名また は名称 イ. 事故発生の日時、場所ま たは事故の状況について証 人となる者がいる場合は、 その者の住所および氏名ま たは名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた 場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理 由がなく左記の規定に違反した場合は、 当社は、それによって当社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1) をすることができる場合には、 その権利の保全および行使に 必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を 受けた場合には、あらかじめ当 社の承認を得ないで、その全部 または一部を承認しないこと。 ただし、被害者に対する応急手 当または護送その他緊急措置 を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なくこれを当社に通知すること。 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは ⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類 に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。

- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第7条(当社による協力または援助)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる 損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の 損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を 負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の 手続きについて協力または援助を行います。
- (2)日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に 関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規定を 適用しません。

第8条(当社による解決)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払 責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保 険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(注)を行いま す。
 - ① 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から第9条(損害賠償請求権者の直接請求権) の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2)本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3)当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。
 - 1 回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求 に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注) 訴訟の手続きには、弁護士の選任を含みます。

第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条 (3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社が この特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度と します。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した 場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意

が成立した場合

- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3)第8条(当社による解決)および本条の損害賠償額とは、次の算式により 算出される額をいいます。

損害賠償額

被保険者が損害賠償 請求権者に対して負 担する法律上の損害 賠償責任の額 被保険者が損害賠償 請求権者に対して既 に支払った損害賠償 金の額

- (4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合 した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支 払います。
- (5)本条(2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害 賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、 その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6)1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① 本条(2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第1条(保険金を支払う場合) (1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7)本条(6)②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当 社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険 金の額(注1)を限度とします。
- (8)日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に 関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)から(7) までの規定を適用しません。
- (注1)被保険者に対して支払うべき保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額には、同一事故につき既に当社 が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合、その全額 を含みます。

第10条(先取特権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権には、第4条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第11条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 別表に掲げる書類とします。

第12条(損害賠償額の請求)

(1)損害賠償請求権者が第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の 算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した 費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑥ 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- ⑦ その他当社が第13条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (2)損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、 損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないとき は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社 に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として 損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)

- ② 本条(2)①に規定する者がいない場合または本条(2)①に規定する者 に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と 同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 本条(2)①および②に規定する者がいない場合または本条(2)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(2)①以外の配偶者(注3)または本条(2)②以外の3親等内の親族
- (3)本条(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、 本条(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調 査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類ま たは証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、 または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日 から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって 消滅した場合
- (注1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3)配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に 限ります。

第13条(損害賠償額の支払)

(1)当社は、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)または(6)ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生	ア.事故の原因
の有無	イ. 事故発生の状況
	ウ.損害発生の有無
	工、被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない	損害賠償額が支払われない事由として
事由の有無	この保険契約において定める事由に該
	当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額
	イ. 事故と損害との関係
	ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解
	約、無効、失効または取消しの事由に該
	当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほ	ア. 他の保険契約等の有無および内容
か、当社が支払うべき損害賠償	イ.損害について被保険者が有する損害
額の確定	賠償請求権その他の債権および既に
	取得したものの有無および内容等

(2)本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

刈して通知するものとします。	
事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用 された災害の被災地域における本条(1)①から⑤ま での事項の確認のための調査	60⊟
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟

- (3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に 算入しないものとします。
- (5)本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1)請求完了日とは、損害賠償請求権者が第12条(損害賠償額の請求)(1)および(2)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数は、複数の「事由」に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1)第7条(当社による協力または援助)または第8条(当社による解決)(1) の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、 当社は1回の事故につき、保険金額(注1)の範囲内で、次に掲げること を行うことができます。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
 - ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2)本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、 当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (3)本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間において は、第4条(支払保険金の計算)(1)ただし書、第9条(損害賠償請求権 者の直接請求権)(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸 付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4)本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5)第11条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額は、同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条(損害賠償 請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第15条(代位)

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保	被保険者が取得した債権の全額
険金として支払った場合	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険
	金が支払われていない損害の額を差し
	引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第16条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第17条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第11条(被保険者による 保険契約の解約請求)および第22条(契約内容の登録)の規定は適用し ません。

第18条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表(第11条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 当社の定める事故状況報告書または公の機関が発行する事故証明書
- (4)死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失 利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- (5)後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断 書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- (6)傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に 要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- (7)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- (8)第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の 損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認 できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1) および被害が発生 した物の写真(注2)
- (9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。

(3) ハンター賠償責任保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	許可	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6
		号)に定める許可をいいます。
し	事故	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事
		故をいいます。
	銃器	被保険者が狩猟または射撃場における射撃のた
		めに所持または使用する銃器をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族
		をいいます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義
		は次のとおりとします。
		① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うこ
		とをいいます。
		② 破損とは、財物が壊れることをいいます。
		③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むこ
		とによりその客観的な経済的価値を減じられ

	_	
		ることをいいます。
\mathcal{O}	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、
		第2条(補償の対象となる方-被保険者)に規
		定する者をいいます。
ほ	法律上の損害賠	民法(明治29年法律第89号)等法律に基づ
	償責任	く損害賠償責任をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される損害が発生した
		場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭で
		あって、ハンター賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した
		場合に当社が支払うべき保険金の限度額であっ
		て、保険証券記載のこの特約の保険金額をいい
		ます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し
		引く金額であって、保険証券記載の免責金額を
		いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな
		ります。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故により、 他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠 償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通 保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
 - ① 銃器によって発生した偶然な事故
 - ② 被保険者が狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着するまでの 行程中に猟犬によって発生した偶然な事故
- (2)当社は、損害の原因となった本条(1)の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第2条(補償の対象となる方-被保険者)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の 監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注)。 ただし、その責任無能力者に関する第1条(保険金を支払う場合)(1) に規定する事故に限ります。
- (注) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに 伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

- (2)当社は、被保険者が次のいすれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体 の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が狩猟または射撃場 における射撃の補助者として使用する者については、この規定を適用し ません。
 - ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合に おいて、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害 賠償責任
 - ⑦ 狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に発生した事故に起因する 損害賠償責任
 - ⑧ 法令により定められた狩猟期間外または捕獲時間外に狩猟を行っている間に発生した事故に起因する損害賠償責任
 - 事可を受けないで所持している銃器によって発生した事故に起因する 損害賠償責任
 - ⑩ 許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって発生した事故に起因する損害賠償責任
 - 団 法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に発生した事故に起因する損害賠償責任
 - ⑫ 他人の猟犬を殺傷したことに起因する損害賠償責任
- (3)被保険者が第2条(補償の対象となる方一被保険者)②に規定する者である場合は、本条(2)①、②および④の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条(支払保険金の計算)

(1)1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

保険金の額

被保険者が損害賠償請求権 者に対して負担する法律上 の損害賠償責任の額 判決により支払を 命ぜられた訴訟費 用または判決日ま での遅延損害金

被保険者が損害賠償請求権者 に対して損害賠償金を支払っ たことにより代位取得するも のがある場合は、その価額

免責金額

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用の合計額を 保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)については、その 全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条(事故発生時の義務および義務違
	反の場合の取扱い)(1)①に規定する損
	害の発生または拡大の防止のために必
	要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条(事故発生時の義務および義務違

	反の場合の取扱い)(1)③に規定する権
	利の保全または行使に必要な手続きを
	するために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規
	定する事故により他人の身体の障害、他
	人の財物の損壊が発生した場合におい
	て、損害の発生または拡大の防止のため
	に必要または有益と認められる手段を
	講じた後に法律上の損害賠償責任のな
	いことが判明したときに、その手段を講
	じたことによって要した費用のうち、応
	急手当、護送、診療、治療、看護その他
	緊急措置のために要した費用、およびあ
	らかじめ当社の同意を得て支出した費
	用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談につい
	て被保険者が当社の同意を得て支出し
	た費用、および第8条(損害賠償の請求
	を受けた場合の特則)(2)の規定により
	被保険者が当社に協力するために要し
	た費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険
	者が当社の書面による同意を得て支出
	した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲
	裁、和解もしくは調停に要した費用また
	はその他権利の保全もしくは行使に必
	要な手続きをするために要した費用を
	いいます。

⁽注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含みません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第5条(保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還一解除または解約の場合) ④の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第9条(保険契約者からの保険契約の解約)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は既に払い込まれた保険料を返還しません。

第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	損害の額(注2)から、他の保険契約等から
保険金または共済金が	支払われた保険金または共済金の合計額を差
支払われた場合	し引いた残額。ただし、この保険契約の支払
	責任額(注1)を限度とします。

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約ま

たは共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合 は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

「事故発生時の義務」を履行し	事故が発生したことを知った場合は、次表 なければなりません。これらの規定に違反
	場合の取扱い」のとおりとします。
事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に	保険契約者または被保険者が、正当な理
通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	由がなく左記の規定に違反した場合は、 当社は、それによって当社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1) をすることができる場合には、 その権利の保全および行使に 必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

提出し、また当社が行う損害の 調査に協力すること。

- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは ⑥の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類 に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしく は変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し 引いて保険金を支払います。
 - (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
 - (注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)

- (1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2)本条(1)の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について 当社に協力しなければなりません。
- (3)被保険者が正当な理由がなく本条(2)の規定による協力に応じない場合は、当社は、本条(1)の規定は適用しません。

第9条(先取特権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権 者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有 します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被 保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 保険金請求権には、第4条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第10条(保険金の請求)

- (1)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 別表に掲げる書類とします。

第11条(代位)

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額	
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険 金が支払われていない損害の額を差し 引いた額	

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第12条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第13条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)、第11条(被保険者による保険契約の解約請求)および第22条(契 約内容の登録)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表(第10条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 当社の定める事故状況報告書または公の機関が発行する事故証明書
- (4)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- (5)死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失 利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- (6)後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断 書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

- (7)傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に 要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- (8)第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の 損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認 できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生 した物の写真(注2)
- (9)その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注 1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2)被害が発生した物の写真には、画像データを含みます。

(4)ゴルファー傷害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ゴルファー賠償責任保険特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	(50音順)	
	用語	説明
U	事故	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事
		故をいいます。
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認する
		ことをいいます。
	支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金およ
		び傷害通院保険金の支払の限度となる日数をい
		い、傷害入院保険金および傷害通院保険金それ
		ぞれについて、保険証券記載の期間または日数
		とします。
	支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の
		対象となる期間をいい、傷害入院保険金および
		傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記
		載の期間または日数とします。なお、傷害入院
		が中断している期間がある場合にはその期間を
		含む継続した期間をいいます。
	傷害死亡•後遺障	この特約により補償される傷害が発生した場合
	害保険金額	に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取
		人に支払うべき保険金の基準となる額であっ
		て、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺
		障害保険金額として記載された額をいいます。
	傷害通院	第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、
		その直接の結果として通院した状態をいいま
		す。
	傷害通院保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
	日額	に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準
		となる額であって、保険証券にその被保険者の
		傷害通院保険金日額として記載された額をいい
		ます。
	傷害入院	第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、
	!	その直接の結果として入院した状態をいいま

	_	
		す。
	傷害入院保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
	日額	に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準
		となる額であって、保険証券にその被保険者の
		傷害入院保険金日額として記載された額をいい
		ます。
	傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
		に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取
		人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、
		傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手
		術保険金および傷害通院保険金をいいます。
V	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、
		保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の
		対象とならない期間をいい、傷害入院保険金お
		よび傷害通院保険金それぞれについて、保険証
		券記載の期間または日数とします。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中ま たは指導中(注)に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被っ た傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を 支払います。
- (2)当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金 日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金およ び傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額 が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金 日額が記載された場合に支払います。
- (3)当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、 傷害保険金を支払います。
- (注) ゴルフの練習中、競技中または指導中には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、 傷害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金 を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払 わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外 科的手術その他の医療処置
 - ⑦ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変まだは暴動
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑩ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ① 本条(1)⑧から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ① 本条(1) ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であって も、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、そ の症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水 (注5)。ただし、入浴中の溺水 (注5) が、 当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金 を支払います。
 - ③ 被保険者の誤鹼(注6)によって発生した肺炎。この場合、誤鹼(注6)の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注6)誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条(傷害死亡保険金の計算)

- (1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2)第15条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第15条(傷害死亡保険金受取人の変更)(8)の傷害死亡保険金受取人が 2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害 死亡保険金受取人に支払います。

第4条(傷害後遺障害保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

X

傷害後遺障害 保険金の額 = 傷害死亡・後遺 障害保険金額 別表1のそれぞれの 等級の後遺障害に対 する保険金支払割合

(2)本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(注)の診断に基

づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。

- (3)別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害 死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害 保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合 は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払 割合
 - ② 本条(4)①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに 掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害 に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しな い場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

保険金支払割合

別表1に掲げる加重 後の後遺障害に該当 する等級に対する保 険金支払割合 既にあった後遺障 害に該当する等級 に対する保険金支 払割合

- (6)本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害 保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限 度とします。
- (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第5条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が傷害入院に該当し、その傷害入院が事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間を超えて継続(注1)した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院保険金の額

傷害入院保険金日額

傷害入院の日数

X

- (2)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号) 第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳 死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合で あって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に 基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるとき には、その処置日数を含みます。
- (3)本条(1)の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
 - 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害入院の日数
 - ② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院 保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数

- ③ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数 の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害 入院の日数
- (4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院 保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (5)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間(注3)内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術(注4)について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。
 - ① 入院中(注5)に受けた手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 10

② 本条(5)①以外の手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5

- (6)被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた 場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手 術についてのみ傷害手術保険金を支払います。
- (7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。
- (注1) 継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の 期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限ります。
- (注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の 給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった 事故の発生の日からその日を含めて次の期間を合計した日数に達するまでの期間をいい ます。
 - ア、傷害入院保険金の免責期間の日数
 - イ. 傷害入院保険金の支払対象期間の日数
- (注4) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ 手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定され るものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手 術を受けたものとします。
- (注5) 入院中とは、第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第6条 (傷害通院保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害通院保険金の額 = 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数

(2)本条(1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいすれかに該当する部位を固定するためにギブス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギブス等(注1)装着により固定していることが

確認できる場合に限ります。

- ① 長管骨(注3)または脊柱
- ② 長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
- ③ 筋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- (3)当社は、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、第5条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)の傷害入院保険金を支払うべき期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (4)本条(1)の傷害通院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害通院の日数
 - ② 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院 保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数
 - ③ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数 の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害 通院の日数
- (5)被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院 保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。
 - (注1) ギブス等とは、ギブス (キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (注5)、線副子等 (注6) およびハローベストをいいます。
 - (注2)被保険者以外の医師の指示による固定であることは、診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
 - (注3) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
 - (注4) 3大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
 - (注5) PTBブレースは、下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。
 - (注6)線副子等は、上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が次のいすれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の 影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしく は保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険 金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方 法で支払います。

第8条(保険契約の無効)

普通保険約款基本条項第6条(保険契約の無効)に定める事由のほか、 傷害死亡保険金受取人を定める場合(注)に、保険契約者以外の被保険者 の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合には、その被保険者の法定相続人を傷害死亡保 険金受取人にする場合を含みません。

第9条(保険料の返還-失効の場合)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還一無効または失効の場合) ②の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡 した場合には、当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する傷害 を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

第10条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

- (1)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、次に 掲げる時とします。
 - ① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した 時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のい ずれか早い時
 - ③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 傷害手術保険金については、その被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 別表2に掲げる書類とします。

第12条(保険金の内払)

- (1) 普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)の規定にかかわらず、 傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院 期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受 け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第17条(保険金の請 求)(2)、(3)および(5)の書類の提出により保険金の内払を行います。
- (2)本条(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当社は、第10条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)およびこの特約第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、 当社が負担します。
 - (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第14条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続 人が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害について第三者に対して有す る損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条(傷害死亡保険金受取人の変更)

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)本条(2)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4)本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、本条(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)本条(5)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が 効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7)本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法 定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更 の効力は生じません。
- (8)被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。
- (9)保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその 被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第16条(傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、 代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、そ の代表者は、代表者以外の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかで

ない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為 は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第17条(他の特約との関係)

- (1)この保険契約に傷害死亡保険金対象外特約が適用される場合は、第3条 (傷害死亡保険金の計算)に規定する傷害死亡保険金は支払わないものと します。
- (2)この保険契約に傷害後遺障害保険金対象外特約が適用される場合は、第4 条(傷害後遺障害保険金の計算)に規定する傷害後遺障害保険金は支払わないものとします。
- (3)この保険契約に傷害手術保険金対象外特約が適用される場合は、第5条 (傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)に規定する傷害手術保険 金は支払わないものとします。

第18条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第19条 (ゴルファー賠償責任保険特約の不適用)

この特約については、ゴルファー賠償責任保険特約第17条(普通保険約款の不適用)の規定は適用しません。

第20条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、ゴルファー賠償責任保険特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1 (第4条(傷害後遺障害保険金の計算)関係)

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)値しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)がO.02以下になったもの(2)両眼の矯正視力がO.02以下になったもの(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

ı		
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時 介護を要するもの	
	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6)両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以	
230112	下になったもの	
	(2) 望しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残	
	し、終身労務に服することができないもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身	78%
	労務に服することができないもの	
	(5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失っ	
	たものとは、母指は指節間関節、その他の手	
	指は近位指節間関節以上を失ったものをいい	
李 4 8 B	ます。以下同様とします。)	
第4級	(1)両眼の矯正視力がO. 06以下になったもの (2)値しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(3)両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の	69%
	用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以	03/0
	上を失い、または中手指節関節もしくは近位	
	指節間関節に著しい運動障害を残すものをい	
	います。なお、母指にあっては指節間関節に	
	著しい運動障害を残すものをいいます。以下	
	同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下	
230 112	になったもの	
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残	
	し、特に軽易な労務以外の労務に服すること	
	ができないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に	
	軽易な労務以外の労務に服することができな	5.00 /
	いもの	59%
	(4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6)1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1 下肢の用を全廃したもの	
	(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失っ	
	たものとは、その全部を失ったものをいいま	
	す。以下同様とします。)	
第6級	(1)両眼の矯正視力がO. 1以下になったもの	
	(2)値しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になったもの (4)1月の聴力を全く失い、他日の聴力が4.0cm	50%
	(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することがで	
	以上の距離では自選の品声を解することができない程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したも	

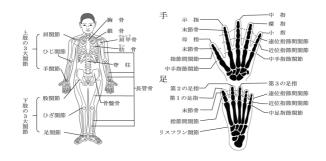
I		1
	の (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したも の	
	(8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力がO. 6以下 になったもの	
	(2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の 話声を解することができない程度になったも	
	(3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽 易な労務以外の労務に服することができない もの	
	(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務 以外の労務に服することができないもの	
	(6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの	
	(7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の 用を廃したもの	42%
	(8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残 すもの	
	(10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を 残すもの	
	(11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしく	
	は近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては 指節間関節に著しい運動障害を残すものをい	
	います。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13)両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が	
	0.02以下になったもの	
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの	
	(4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の	
	4の手指の用を廃したもの	
	(5)1下肢を5cm 以上短縮したもの	34%
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したも	
	の (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したも の	
	(8)1上肢に偽関節を残すもの	
	(9)1下肢に偽関節を残すもの	
空 の 郷	(10)1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの	26%

I	(3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残	İ
	(3)回販に千貫班、税野秩存または税野変状を残すもの	
	(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すも	
	の (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になり、他耳の聴力が1	
	m以上の距離では普通の話声を解することが	
	困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、	
	服することができる労務が相当な程度に制限	
	されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服するこ	
	とができる労務が相当な程度に制限されるも	
	Ø	
	(12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	
	(13)1手の母指を含み2の手指または母指以外	
	の3の手指の用を廃したもの	
	(14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を	
	失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17)生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1 眼の矯正視力がO. 1以下になったもの	
	(2)正面視で複視を残すもの (3)重しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	
	を解することが困難である程度になったもの	
	(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を	20%
	廃したもの	2070
	(8)1下肢を3cm以上短縮したもの	
	(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失っ たもの	
	(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著し	
	い障害を残すもの	
	(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著し	
第11級	い障害を残すもの (1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	
AJ I I IIIX	障害を残すもの	
	(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	4 = 0/
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解す	15%
	ることができない程度になったもの	
	(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の	
1	話声を解することができない程度になったも	

Í	i _	1
	Ø	
	(7)背柱に変形を残すもの	
	(8)1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を	
	廃したもの	
	(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂	
77 4 O 47	行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	
	障害を残すもの (2) 4 服のまごもに苦しい思わらまただまもの	
	(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、胸骨、筋骨、精甲骨または骨盤骨に著	
	(5)頭骨、胸骨、肋骨、肩甲骨はたは骨盤骨に者しい変形を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を	
	(6) 「工放の3人関助中の「関助の機能に停告を 残すもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を	
	残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	10%
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10)1手の示指、中指または環指の用を廃した	
	もの	
	(11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足	
	指を含み2の足指を失ったものまたは第3の	
	足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12)1足の第1の足指または他の4の足指の用	
	を廃したもの	
	(13)局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14)外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1)1 眼の矯正視力がO. 6以下になったもの	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO.6以下になったもの(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつ	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつ げはげを残すもの	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(3)正面視以外で複視を残すもの(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
第13級	(1)1 眼の矯正視力がO. 6以下になったもの(2)1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(3)正面視以外で複視を残すもの(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの(5)5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	70/
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(3)正面視以外で複視を残すもの(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの(7)1手の小指の用を廃したもの(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの(9)1下肢を1cm以上短縮したもの(10)1足の第3の足指以下の1または2の足指	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの(3)正面視以外で複視を残すもの(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの(7)1手の小指の用を廃したもの(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの(9)1下肢を1cm以上短縮したもの(10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまた	7%
第13級	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (1 O)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (1 1)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したも	7%
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまた	7%
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの。 (1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもののに1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	7%
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののに1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあと	
	(1)1眼の矯正視力がO. 6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第3の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもののに1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補緩を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	

を残すもの

- (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指の 用を廃したもの
- (9)局部に神経症状を残すもの
- (注1)上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
- (注2) 関節等の説明図



別表2(第11条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

保険金を請求する場合には、「〇」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金種類提出書類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1)保険金請求書	0	0	0	0	0
(2)保険証券	0	0	0	0	0
(3)当社の定める傷害状況 報告書	0	0	0	0	0
(4)公の機関(注1)の事 故証明書	0	0	0	0	0
(5)死亡診断書または死体 検案書	0				
(6)後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師(注2)の診断書		0	0	0	0
(7)入院日数または通院日 数を記載した病院また は診療所の証明書類			0		0
(8)傷害死亡保険金受取 人(注3)の印鑑証明 書	0				

(9)被保険者の印鑑証明書		0	0	0	0
(10)被保険者の戸籍謄本	0				
(11)法定相続人の戸籍謄 本(注4)	0				
(12)委任を証する書類お よび委任を受けた者の 印鑑証明書(注5)	0	0	0	0	0
(13)その他当社が普通保験約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0

- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険 金受取人となります。
- (注4) 法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
- (注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(5) ハンター傷害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ハンター賠償責任保険特約 「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次 のとおりとします。

(50音順)

	用語		説明
IJ	工作用自動車	用途をもつ自走式の 車、パワーショベル ルローダー、ブル	土木工事、農耕等の作業の の車両をいい、各種クレーン レ、フォークリフト、ショベ ドーザー、コンクリートミキ 重機、トラクター等をいいま
	交通乗用具	次のいずれかに該当 分類 軌道上を走行す る陸上の乗用具	対するものをいいます。 交通乗用具 汽車、電車、気動車、モ ノレール、ケーブル カー、ロープウェー、い す付リフト、ガイドウェ イバス(注1) なお、ジェットコース ター、メリーゴーラウ遊 戯施設として使用され

	るもの、ロープトウ、
	ティーバーリフト等座
	席装置のないリフト等
	は含みません。
軌道を有しない	自動車(注2)、原動機
陸上の乗用具	付自転車(注3)、移動
匠工の木/IJ六	用小型車、搭乗装置のあ
	る遠隔操作型小型車、自
	転車、トロリーバス、人
	もしくは動物の力また
	は他の車両により牽引
	される車、そり、身体障
	害者用の車、乳母車、
	ベビーカー、歩行補助
	車(注4)
	なお、作業機械としての
	み使用されている間の
	工作用自動車、遊園地等
	で専ら遊戯用に使用さ
	れるゴーカート等、一輪
	車、三輪以上の幼児用車
	両、遊戯用のそり、ス
	ケートボード、原動機を
	用いないキックボード、
	ペダルのない二輪遊具、
	シルバーカー等は含み
	ません。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコ
至の米用兵	
	プター、グライダー、飛行
	船、超軽量動力機(注5)、
	ジャイロプレーン)
	なお、ドローンその他の
	無人航空機および模型
	航空機、ハンググライ
	ダー、気球、パラシュー
	ト等は含みません。
水上の乗用具	船舶(注6)
	なお、幼児用のゴムボー
	ト、セーリングボード、
	サーフボード等は含み
	ません。
その他の乗用具	エレベーター、エスカ
	レーター、動く歩道
	なお、立体駐車場のリフ
	ト等専ら物品輸送用に
	設置された装置等は含
	みません。
(注1)ガイドウェイ/	「スとは、専用軌道のガイドに沿っ
	います。なお、専用軌道のガイト

(注1)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。 なお、専用軌道のガイド に沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

- (注2) 自動車には、スノーモービルを含みます。
- (注3) 原動機付自転車とは、一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。

		(注4)歩行補助車は、シニアカー等原動機を用い、か
		つ、搭乗装置のあるものに限ります。
		(注5) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、
		マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
		(注6) 船舶には、ヨット、モーターボート(水上オー
		トバイを含みます。)およびボートを含みます。
U	事故	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事 故をいいます。
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認する
		ことをいいます。
	支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金およ
		び傷害通院保険金の支払の限度となる日数をい
		い、傷害入院保険金および傷害通院保険金それ
		ぞれについて、保険証券記載の期間または日数
		とします。
	支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の
		対象となる期間をいい、傷害入院保険金および
		傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記
		載の期間または日数とします。なお、傷害入院
		が中断している期間がある場合にはその期間を
		含む継続した期間をいいます。
	傷害死亡•後遺障	この特約により補償される傷害が発生した場合
	害保険金額	に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取
		人に支払うべき保険金の基準となる額であっ
		て、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺
		障害保険金額として記載された額をいいます。
	傷害通院	第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、
		その直接の結果として通院した状態をいいます。
	傷害通院保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
	日額	に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準
		となる額であって、保険証券にその被保険者の
		傷害通院保険金日額として記載された額をいい
		ます。
	傷害入院	第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、
		その直接の結果として入院した状態をいいま
		す。
	傷害入院保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
	日額	に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準
		となる額であって、保険証券にその被保険者の
		傷害入院保険金日額として記載された額をいい
	海中川吟 へ	ます。
	傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合
		に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取
		人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、
		傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手
71	地尺除字	術保険金および傷害通院保険金をいいます。
V	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、 保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の
ری	/u모짜i및	対象とならない期間をいい、傷害入院保険金お
		よび傷害通院保険金それぞれについて、保険証
		参記載の期間または日数とします。
		20 00 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、日本国内において被保険者が狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。
- (2)当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。
- (3)当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、 傷害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、 傷害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者が狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間外もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に発生した事故
 - ⑤ 被保険者が許可なく所持している銃器によって発生した事故または法 令で禁止されている場所において銃器を使用している間に発生した事故
 - ⑥ 交通乗用具に搭乗中に発生した事故
 - ⑦ 交通乗用具との衝突、接触等
 - ⑧ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払 わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - 9 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑩ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - (1) 被保険者に対する刑の執行
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変または暴動
 - (13) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条⑫から⑭までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 本条個以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であって も、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、そ の症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水 (注5)。ただし、入浴中の溺水 (注5) が、 当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金

を支払います。

- ③ 被保険者の誤嚥(注6)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注6) の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注6)誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条(傷害死亡保険金の計算)

- (1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2)第16条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3)第16条(傷害死亡保険金受取人の変更)(8)の傷害死亡保険金受取人が 2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害 死亡保険金受取人に支払います。

第4条(傷害後遺障害保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

傷害後遺障害 保険金の額 傷害死亡・後遺障害 保険金額 別表1のそれぞれの 等級の後遺障害に対 する保険金支払割合

- (2)本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(注)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、 身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害 死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害 保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合 は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払 割合
 - ② 本条(4)①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺

障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の 等級に対する保険金支払割合

- ③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに 掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害 に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しな い場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に、次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

保険金支払割合

別表1に掲げる加重 後の後遺障書に該当 する等級に対する保 険金支払割合

既にあった後遺障 害に該当する等級 に対する保険金支 払割合

- (6)本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害 保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限 度とします。
 - (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第5条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が傷害入院に該当し、その傷害入院が事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間を超えて継続(注1)した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院保険金の額

傷害入院保険金日額

× 傷害入院の日数

- (2)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号) 第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳 死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合で あって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に 基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるとき には、その処置日数を含みます。
- (3)本条(1)の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害入院の日数
 - ② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院 保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
 - ③ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数
- (4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院 保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (5)当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間(注3)内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術(注4)について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。
 - ① 入院中(注5)に受けた手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 10

② 本条(5)①以外の手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5

- (6)被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた 場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手 術についてのみ傷害手術保険金を支払います。
- (7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。
- (注1) 継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の 期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限ります。
- (注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の 給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった 事故の発生の日からその日を含めて次の期間を合計した日数に達するまでの期間をいい ます。
 - ア、傷害入院保険金の免責期間の日数
 - イ. 傷害入院保険金の支払対象期間の日数
- (注4) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ 手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定され るものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手 術を受けたものとします。
- (注5) 入院中とは、第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第6条(傷害通院保険金の計算)

(1)当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害通院保険金の額 = 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数

- (2)本条(1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいすれかに該当する部位を固定するためにギブス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギブス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
 - ① 長管骨(注3)または脊柱
 - ② 長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 - ③ 筋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- (3)当社は、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、第5条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)の傷害入院保険金を支払うべき期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (4)本条(1)の傷害通院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害通院の日数
 - ② 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院

保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数

- ③ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数 の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害 通院の日数
- (5)被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院 保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。
- (注1) ギブス等とは、ギブス (キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (注5)、線副子等 (注6) およびハローベストをいいます。
- (注2)被保険者以外の医師の指示による固定であることは、診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
- (注3) 長管骨とは、上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (注4) 3大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (注5) PTBブレースは、下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。
- (注6)線副子等は、上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

第7条 (死亡の推定)

被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の行程中に搭乗している狩猟に使用する船が行方不明となった場合または遭難した場合において、その船が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その船が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が次のいすれ かの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに 相当する金額を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の 影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしく は保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険 金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方 法で支払います。

第9条(保険契約の無効)

普通保険約款基本条項第6条(保険契約の無効)に定める事由のほか、 傷害死亡保険金受取人を定める場合(注)に、保険契約者以外の被保険者 の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合には、その被保険者の法定相続人を傷害死亡保 除命受取人にする場合を含みません。

第10条(保険料の返還)

(1) 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還一無効または失効の場合) ②の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡 した場合には、当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する傷 害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

- (2)普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還一解除または解約の場合) ④の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第9条(保険契約者からの保険契約の解約)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当社は既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3)普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還一解除または解約の場合) ⑥または⑦の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第11条(被保険 者による保険契約の解約請求)(2)または(3)の規定により、保険契約者 または被保険者がこの保険契約を解約(注)した場合には、当社は既に払 い込まれた保険料を返還しません。
 - (注)解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第11条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している狩猟に使用する船が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その船が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金の請求)

- (1)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、次に 掲げる時とします。
 - ① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 傷害手術保険金については、その被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 別表2に掲げる書類とします。

第13条(保険金の内払)

- (1) 普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)の規定にかかわらず、 傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院 期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受 け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第17条(保険金の請 求)(2)、(3)および(5)の書類の提出により保険金の内払を行います。
- (2)本条(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第14条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当社は、第11条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)およびこの特約第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、 当社が負担します。
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第15条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第16条(傷害死亡保険金受取人の変更)

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)本条(2)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4)本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、本条(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)本条(5)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が 効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなけ れば、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当 社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支 払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払 いません。
- (7)本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8)被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人

とします。

- (9)保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
 - (注) 法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第17条(傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、 代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、そ の代表者は、代表者以外の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第18条(他の特約との関係)

- (1)この保険契約に傷害死亡保険金対象外特約が適用される場合は、第3条 (傷害死亡保険金の計算)に規定する傷害死亡保険金は支払わないものと します
- (2)この保険契約に傷害後遺障害保険金対象外特約が適用される場合は、第4 条(傷害後遺障害保険金の計算)に規定する傷害後遺障害保険金は支払わないものとします。
- (3)この保険契約に傷害手術保険金対象外特約が適用される場合は、第5条 (傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)に規定する傷害手術保険 金は支払わないものとします。

第19条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第20条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)の規定は適用しません。

第21条(ハンター賠償責任保険特約の不適用)

この特約については、ハンター賠償責任保険特約第13条(普通保険約款の不適用)のうち、第11条(被保険者による保険契約の解約請求)および第22条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第22条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ハンター賠償責任保険特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1 (第4条 (傷害後遺障害保険金の計算) 関係)

後遣陪宝等級夷

队选件日 7 队 公			
等級	後遺障害	保険金 支払割合	
第1級	(1)両眼が失明したもの	100%	

	(2) 値しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの(2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(5)両上肢を手関節以上で失ったもの(6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力がO. O6以下になったもの(2)望しゃくまたは言語の機能を廃したもの(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力がO. O G以下になったもの (2)値しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力がO.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの	59%

1	1	Ī
	(5)1下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6)1上肢の用を全廃したもの (7)4 The の R た A の L た た の	
	(7)1 下肢の用を全廃したもの	
	(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失っ	
	たものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
<u>~~</u> ○ 412	す。以下同様とします。)	
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの	
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm	
	以上の距離では普通の話声を解することがで	
	きない程度になったもの	50%
	(5) 背柱に著しい変形または運動障害を残すもの	30%
	(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したも	
	の	
	0 (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したも	
	(1) 1 1 mix の 3 大阪 は 1 で 2 大阪 は 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	
	(8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を	
	失ったもの	
第7級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下	
213 1 112	になったもの	
	(2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の	
	話声を解することができない程度になったも	
	o o	
	(3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以	
	上の距離では普通の話声を解することができ	
	ない程度になったもの	
	(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽	
	易な労務以外の労務に服することができない	
	もの	
	(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務	
	以外の労務に服することができないもの	
	(6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の	
	4の手指を失ったもの	
	(7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の	42%
	用を廃したもの	, •
	(8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	(9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残	
	すもの (4.0) 4. 下叶には眼笠を除し、茶しい寒動時帯を	
	(10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を	
	残すもの (1 1)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指	
	の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨	
	の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節	
	以上を失ったものまたは中足指節関節もしく	
	は近位指節間関節に著しい運動障害を残すも	
	のをいいます。なお、第1の足指にあっては	
	指節間関節に著しい運動障害を残すものをい	
	います。以下同様とします。)	
	(12)外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13)両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1)1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が	34%
	1	

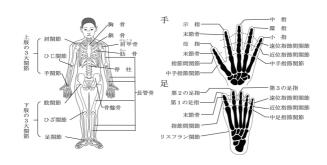
	0.02以下になったもの	
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の	
	3の手指を失ったもの	
	(4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の	
	4の手指の用を廃したもの	
	(5) 1 下肢を5cm 以上短縮したもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したも	
	D	
	- (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したも	
	D	
	(8)1上肢に偽関節を残すもの	
	(9)1下肢に偽関節を残すもの	
	(10)1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	
) J O 11/2	(2)1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの	
	(3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残	
	すもの	
	(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すも	
	D	
	(6)値しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になり、他耳の聴力が1	
	m以上の距離では普通の話声を解することが	
	困難である程度になったもの	
	(9)1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、	26%
	服することができる労務が相当な程度に制限	
	されるもの	
	(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服するこ	
	とができる労務が相当な程度に制限されるも	
	Ø	
	(12)1手の母指または母指以外の2の手指を	
	失ったもの	
	(13)1手の母指を含み2の手指または母指以外	
	の3の手指の用を廃したもの	
	(14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を	
	失ったもの	
	(15)1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17)生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1)1眼の矯正視力がO. 1以下になったもの	
	(2)正面視で複視を残すもの	
	(3)値しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声	2.00/
	を解することが困難である程度になったもの	20%
	(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する	
	ことができない程度になったもの	
	(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を	
	廃したもの	
		200

		Ī
	(8) 1 下肢を3cm 以上短縮したもの	
	(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失っ たもの	
	(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著し	
	い障害を残すもの	
	(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著し	
	い障害を残すもの	
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	
	障害を残すもの	
	(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の	
	話声を解することができない程度になったも	15%
	O (7) = +> (- m w + 5+ + + o)	
	(7) 脊柱に変形を残すもの	
	(8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を	
	(9) 「たりま」のたねる古のと以上のたねの用を 廃したもの	
	(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂	
	行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動	
	障害を残すもの	
	(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著	
	しい変形を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を	
	残すもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を 残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	10%
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10)1手の示指、中指または環指の用を廃した	
	もの	
	(11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足	
	指を含み2の足指を失ったものまたは第3の	
	足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12)1足の第1の足指または他の4の足指の用	
	を廃したもの	
	(13)局部に頑固な神経症状を残すもの	
77 4 O 47	(14)外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1)1眼の矯正視力がO.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残	
	(2) 「眼に干自症、悦野侠乍みだは悦野変状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつ	7%
	げはげを残すもの	, ,
	(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7)1手の小指の用を廃したもの	

	(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指 を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2 の足指を含み2の足指の用を廃したものまた は第3の足指以下の3の足指の用を廃したも	
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまっぱはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9)局部に神経症状を残すもの	4%

(注1)上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 (第12条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

保険金を請求する場合には、「〇」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金種類提出書類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1)保険金請求書	0	0	0	0	0
(2)保険証券	0	0	0	0	0
(3)当社の定める傷害状況	0	0	0	0	0

報告書					
(4)公の機関(注1)の事 故証明書	0	0	0	0	0
(5)死亡診断書または死体 検案書	0				
(6)後遺障害もしくは傷害 の程度または手術の内 容を証明する医師(注2) の診断書		0	0	0	0
(7)入院日数または通院日 数を記載した病院また は診療所の証明書類			0		0
(8)傷害死亡保険金受取 人(注3)の印鑑証明 書	0				
(9)被保険者の印鑑証明書		0	0	0	0
(10)被保険者の戸籍謄本	0				
(11)法定相続人の戸籍謄 本(注4)	0				
(12)委任を証する書類お よび委任を受けた者の 印鑑証明書(注5)	0	0	0	0	0
(13)その他当社が普通保 険約款基本条項第18 条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の 確認を行うために欠く ことのできない書類ま たは証拠として保険契 約締結の際に当社が交 付する書面等において 定めたもの	0	0	0	0	0

- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険 金受取人となります。
- (注4) 法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
- (注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(6)傷害死亡保険金対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償(MS&AD型) 特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害補償特約	傷害補償 (MS&AD型) 特約または傷害補償 (標準型) 特約のうち、この保険契約に適用さ れるものをいいます。

第1条(傷害死亡保険金対象外の取扱い)

当社は、この特約により、傷害補償特約第4条(傷害死亡保険金の計算) に規定する傷害死亡保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

(7) 傷害後遺障害保険金対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償(MS&AD型) 特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	×(1)30,			
	用語	説明		
U	傷害補償特約	傷害補償(MS&AD型)特約または傷害補償 (標準型)特約のうち、この保険契約に適用さ れるものをいいます。		

第1条(傷害後遺障害保険金対象外の取扱い)

当社は、この特約により、傷害補償特約第5条(傷害後遺障害保険金の計算)に規定する傷害後遺障害保険金を支払いません。

第2条(傷害補償特約の読み替え)

この保険契約が、保険証券に、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額、疾病入院保険金日額または疾病通院保険金日額のいずれの記載もない保険契約である場合には、この保険契約については、傷害補償特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条(保険契約の無効)
 - 「 普通保険約款基本条項第6条(保険契約の無効)に定める事由の ほか、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、そ の被保険者の同意を得なかった場合は、保険契約は無効とします。」
- ② 第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)(7)
 - 「(7)本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

(8)傷害手術保険金対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償(MS&AD型) 特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害補償特約	傷害補償(MS&AD型)特約または傷害補償 (標準型)特約のうち、この保険契約に付帯さ れたものをいいます。

第1条(傷害手術保険金対象外の取扱い)

当社は、この特約により、傷害補償特約第6条(傷害入院保険金および 傷害手術保険金の計算)に規定する傷害手術保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

(9)条件付戦争危険等免責に関する一部 修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明		
7	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・ 主張を有する団体・個人またはこれと連帯する ものがその主義・主張に関して行う暴力的行動 をいいます。		

第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

この特約を適用する保険契約については、この保険契約に適用される他 の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

とあるのは

「 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません。 」と読み替えて適用します。

第2条 (この特約の解除)

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を 超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48 時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

(注) 引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条(特約解除の効力)

第2条(この特約の解除)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

(10) ゴルフ用品補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ゴルファー賠償責任保険特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
C	ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
	ゴルフ用品の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。 (注)減価額は、ゴルフ用品が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、そのゴルフ用品の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、ゴルフ用品が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、そのゴルフ用品の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所におけるゴルフ用品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
U	事故	第1条(保険金を支払う場合)に規定する事由 をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生したゴルフ用品を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ゴルフ用品の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
ح	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊または不法侵入者による損傷または汚損を含みます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、 保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	ゴルフ用品に損害が発生した地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 ゴルフ用品保険金をいいます。

保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合
	に当社が支払うべき保険金の限度額であって、
	保険証券記載のゴルフ用品保険金額をいいま
	す。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対して、この特約および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

- ① ゴルフ用品の盗難。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する 事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、 その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないの は、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と同居する親族(注3)の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 本条④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ③ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わってゴルフ用品を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑨ ゴルフ用品の自然の消耗もしくは劣化(注6)または性質による変色、 変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑪ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷またはゴルフ用品の汚損(注7)であって、そのゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- (1) ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
- ⑫ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ③ 保険契約者(注1)、被保険者または保険金を受け取るべき者(注2) (これらの者の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が 単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠 実行為。ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害を除きます。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業

務を執行するその他の機関をいいます。

- (注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第3条(損害の額の決定)

(1)当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

(2)本条(1)の場合において、ゴルフクラブの破損もしくは曲損またはゴルフ 用品の盗難による損傷もしくは汚損を修理することができる場合には、保 険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額 = 修理費

修理によってゴル フ用品の価額が増 加した場合は、そ の増加額(注)

修理に伴って発生 した残存物がある 場合は、その価額

- (3) ゴルフ用品が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がそのゴルフ用品全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1) および(2) の規定によって損害の額を決定します。
- (4)次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用ならび に本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額 とします。
 - ① 第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い) (1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- (5)本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の発生したゴルフ用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
 - (注) 増加額については、ゴルフ用品が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、そのゴルフ用品の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、ゴルフ用品が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、そのゴルフ用品の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第4条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、第3条(損害の額の決定)の規定によって 算出した損害の額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度と します。

第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、第3条(損害の額の決定)の規定による損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	第3条(損害の額の決定)の規定による損害
保険金または共済金が	の額(注2)から、他の保険契約等から支払
支払われた場合	われた保険金または共済金の合計額を差し引
	いた残額。ただし、この保険契約の支払責任

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表 「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反 した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

「事政発生時の義務」を腹行しなければなりません。これらの規定に違反		
した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。		
事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い	
① 損害の発生および拡大の防	保険契約者または被保険者が、正当な理	
止に努めること。	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
	当社は発生または拡大を防止すること	
	ができたと認められる損害の額を差し	
	引いて保険金を支払います。	
② ゴルフ用品について損害が	保険契約者または被保険者が、正当な理	
発生したことを知った場合は、	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
これを遅滞なく当社に通知す	当社は、それによって当社が被った損害	
ること。	の額を差し引いて保険金を支払います。	
③ ゴルフ用品が盗難にあった		
場合には、遅滞なく警察署に届		
け出ること。		
④ 他人に損害賠償の請求(注1)	保険契約者または被保険者が、正当な理	
をすることができる場合には、	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
その権利の保全および行使に	当社は、他人に損害賠償の請求(注1)	
必要な手続きをすること。	をすることによって取得することがで	
	きたと認められる額を差し引いて保険	
	金を支払います。	
⑤ 他の保険契約等の有無およ	保険契約者または被保険者が、正当な理	
び内容(注2)について遅滞な	由がなく左記の規定に違反した場合は、	
く当社に通知すること。	当社は、それによって当社が被った損害	
⑥ 本条(1)①から⑤までのほ	の額を差し引いて保険金を支払います。	
か、当社が特に必要とする書類		
または証拠となるものを求め		
た場合には、遅滞なく、これを		
提出し、また当社が行う損害の		
調査に協力すること。		
(2)保険契約者または被保険者が、	正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは	

- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは ⑤の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類 に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。
 - (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
 - (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第7条 (保険金の請求)

- (1)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が発生した時とします。
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、

第8条(被害物の調査)

ゴルフ用品について損害が発生した場合は、当社は、次のことを行うことができます。

- ① 事故が発生したゴルフ用品を調査すること。
- ② 本条①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部 または一部を調査すること。
- ③ 本条①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を一時他に移転すること。

第9条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあったゴルフ用品を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第10条 (残存物および盗難品の所有権について)

- (1)当社が保険金を支払った場合でも、ゴルフ用品の残存物の所有権その他の 物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者 が有するものとします。
- (2) 盗難にあったゴルフ用品について、当社が保険金を支払う前にそのゴルフ 用品が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。
- (3)ゴルフ用品が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4)本条(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注)を当社に支払って、そのゴルフ用品の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5)本条(2)または(4)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生したゴルフ用品の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第3条(損害の額の決定)の規定によって決定します。
- (注) 支払を受けた保険金に相当する額は、第3条(損害の額の決定)(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第11条(代位)

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったとき は、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」 を限度とします。

区分	限度額	
① 当社が損害の額の全額を保	被保険者が取得した債権の全額	
険金として支払った場合		
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険	
	金が支払われていない損害の額を差し	
	引いた額	

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する 情権は、当社に移転した情権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者または被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権 の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類 の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力する

ために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第12条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は 被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第13条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第11条(被保険者による保険契約の解約請求)および第22条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、ゴルファー賠償責任保険特約および普通保険約款の規定を進用します。

別表 (第7条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3)当社の定める事故状況報告書
- (4)ゴルフ用品の損害の程度を証明する書類
- (5)ゴルフ用品の盗難による損害の場合には、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- (6)その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの。

(11)ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約(団体総合生活補償保険用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	アルバトロス	それぞれのホールの基準打数 (パー) よりも3 つ少ない打数でボールがホール (球孔) に入る ことをいいます。ただし、基準打数 (パー) が 4打の場合のホールインワンを含みません。
C	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団

ı		けがきゆーサゆナレフは多様オフム子等せたい
		体が主催、共催もしくは後援する公式競技をい
	-~` u -¬ ±±++	がなり。 ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴
	ゴルフ競技	
		し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正
		規にラウンドすることをいいます。ただし、公
		式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要とし
		ません。なお、ゴルフ競技には、ケイマンゴル
		フ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴル
		フ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みませ ,
	v — 15	h.
	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施
		設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用
		が有料(注)のものをいいます。
		(注) 有料とは、利用にあたり料金を請求されることを
		いい、その名目を問いません。
۲	同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロス
		を達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴル
		フ競技の補助者としてホールインワンまたはア
		ルバトロスを達成した時に使用していたキャ
		ディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロス
		を達成した時に、被保険者と同一組で競技して
		いた者をいいます。
\mathcal{O}	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2
		条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す
		る者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、
		ホールインワン・アルバトロス費用保険金をい
		います。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合
		に当社が支払うべき保険金の限度額であって、
		保険証券記載のこの特約の保険金額をいいま
		す。
	ホールインワン	それぞれのホールの第1打によってボールが直
		接ホール(球孔)に入ることをいいます。
も	目撃	次のいずれかに該当することをいいます。
		① ホールインワンの場合
		被保険者が第1打で打ったボールがホー
		ル (球孔) に入ったことをその場で確認する
		こと(注)をいいます。
		② アルバトロスの場合
		被保険者が基準打数より3つ少ない打数
		で打った最終打のボールがホール(球孔)に
		入ったことをその場で確認すること(注)を
		いいます。
		(注)ボールがホール(球孔)に入ったことをその場で
		確認することには、達成後にボールがカップインした
1		状態のみを確認した場合を含みません。

第1条 (保険金を支払う場合)

(1)当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に本条(2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次表の

費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保 陸約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

映制就の規定に促り、休喫並ど	以体院自に又近いるり。
費用の種類	お支払いする費用の内容
① 贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを 行った場合に、同伴競技者、友人等に贈 呈する記念品の購入代金および郵送費 用をいいます。 ただし、次に掲げる購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. ブリペイドカード(注1)
② 祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロス達 成の祝賀会に要する費用をいいます。
③ ゴルフ場に対する記念植樹 費用	ホールインワンまたはアルバトロスの 記念としてホールインワンまたはアル バトロスを達成したゴルフ場に植える 樹木の代金をいいます。
④ 同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワン またはアルバトロスを達成した記念の 祝金として贈与する金銭をいいます。
⑤ 本条(1)①から④まで以外 のその他慣習として支出する ことが適当な費用	次に掲げる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。 ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用イ・ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用ウ・記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用

- (2)当社が保険金支払の対象とするホールインワンまたはアルバトロスとは、次のいずれかに該当するものに限ります。
 - ① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

① 次表に掲げるホールイグブグまにはアルバトロス	
区分	目撃者
ア. 公式競技以外	次に掲げる者の両方が目撃したホール インワンまたはアルバトロス (ア)同伴競技者 (イ)同伴競技者以外の第三者(注2)
イ. 公式競技	次に掲げる者のいずれかが目撃した ホールインワンまたはアルバトロス (ア)同伴競技者 (イ)同伴競技者以外の第三者(注2)

- ② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたは アルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまた はアルバトロス
- (3)当社は、損害の原因となった本条(1)のホールインワンまたはアルバトロスの達成の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注1) ブリペイドカードについて、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成 を記念して特に作成したものを購入する費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。
- (注2) 同伴競技者以外の第三者には、同伴キャディを含みます。

第2条(補償の対象となる方ー被保険者)

この特約の被保険者は、保険証券記載の被保険者で、かつ、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者とし、ゴルフの競技またはゴルフの指導(注)を職業としている者を除きます。

(注) ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督 等を行うことをいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、次に掲げるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際 に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- (注)使用人には、臨時雇いを含みます。

第4条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、損害の額とします。ただし、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額をもって限度とします。

第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(注1)の合計額が、支払限度額(注2)を超えるときは、 当社は、次表「支払保険金の額」を保険金として支払います。

一 当社は、	立の領」で休咲並として文払いより。
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	支払限度額(注2)から、他の保険契約等か
保険金または共済金が	ら支払われた保険金または共済金の合計額を
支払われた場合	差し引いた残額。ただし、この保険契約の支
	払責任額(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額とは、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払う べき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第6条 (ホールインワンまたはアルバトロスを達成した 時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条(保険金を支払う場合)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を当社に遅滞なく通知すること。この場合において、当社が 書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況
 - イ. 同伴競技者の住所および氏名
 - ウ. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびその状況について同伴競技者以外の証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知

すること。

- ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がな く本条(1)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った 損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)①もしくは②の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第7条(保険金の請求)

- (1)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(1)に定める時は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時とします。
- (2)普通保険約款基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 別表に掲げる書類とします。

第8条(代位)

(1)費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を保	被保険者が取得した債権の全額
険金として支払った場合	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し
	並が又払り行じいない負用の領を差し
	引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する 本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必 要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合に おいて、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
 - (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第9条(保険金支払後の保険契約)

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第10条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に、次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第11条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)、第11条(被保険者による保険契約の解約請求)および第22条(契 約内容の登録)の規定は適用しません。

第12条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 (第7条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3)同伴競技者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書(注1)
- (4)被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の 支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者 が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書
- (5)次のいずれかの書類または証拠(注1)
 - ① 第1条(保険金を支払う場合)(2)①ア. に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者(注2)が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ② 第1条(保険金を支払う場合)(2)②に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等
- (6)第1条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる費用を被保険者が負担した ことを証明する領収書
- (7)被保険者の印鑑証明書
- (8)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (9)その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1)第1条(保険金を支払う場合)(2)①イ.に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、別表(第7条(保険金の請求)関係)(3)または(5)①に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足ります。
- (注2) 同伴競技者以外の第三者が複数名存在する場合には、いずれかの者とします。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

2. 保険料に関する特約

(12)初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」

(50音順)

	用語	説明
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
131	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券に この特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金 口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになさ れること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の締結および当社への損害保険料預金 口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2)本条(1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3)保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保 険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料 払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保 険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生 した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定 を適用しません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合で、次のいずれかに該当するときには、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの

保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合

- ② この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの 保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約の始期日から、その保険契約の初回 保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の 原因が発生していた場合
- (4)本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条 (保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が初回保険料の払込み前に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事用に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の 払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込 みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求する ことができます。

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込 みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(13)保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
<	クレジットカー	当社の指定するクレジットカードをいいます。

			,
ı		۲	
		クレジットカー	クレジットカードの発行会社をいいます。
l		ド会社	
	ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
	ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、契約内容変更時の追加保険 料を含みます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1)第2条(保険料の払込方法)の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時(注)以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合には、本条(1)の規定を適用しません。
 - ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。 ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、ク レジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全 部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれ たものとみなして本条(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
 - (注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時は、保険期間の開始前に承認した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2)保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前の事故)(1)の規定を適用します。

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(14)初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面(注)による払込取扱票をいい ます。 (注)当社所定の書面には、電子媒体によるものを含み ます。
ısı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、次のいすれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
 - ① 保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保 険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあった ものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、 初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定し た場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保 険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生 した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定 を適用しません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保

険期間が始まった後でも保険金を支払いません。

- ① この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約においてその保険契約の初回保険料 を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを 怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の初回保険料を領収し た時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生して いた場合

第4条 (保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の 払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込 みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求する ことができます。

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込 みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(15)初回追加保険料払込取扱票·請求書 払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が 請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料 を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込 むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込 期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面(注)による払込取扱票をいいます。 (注)当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。
ısı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条(追加保険料の払込方法)

- (1)契約内容を変更する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むこ とができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)本条(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、訂正の申出および通知事項の通知以外の事由による契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1)追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険 契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日ま でに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める追加保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。
- (4)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が通知事項の通知の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事

由の原因に対しては、普通保険約款等に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。

(5)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出および通知事項の 通知以外の事由による契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料 について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属す る月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回 追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事 由の原因に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

第4条(追加保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保 険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受け る前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加 保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日 までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返還を 請求することができます。
 - ① 第3条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定に従い、保険金を支払わない場合は、既に支払った保険金の全額
 - ② 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の規定に従い、保険金または保 険金額を削減して支払うべき場合は、既に支払った保険金の額からその 支払うべき保険金の額を差し引いた残額
 - ③ 第3条(追加保険料領収前の事故)(5)の規定に従い、契約条件変更の 承認の請求がなかったものとして、保険金を支払うべき場合は、既に支 払った保険金の額からその支払うべき保険金の額を差し引いた残額

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(16)一般団体総合生活補償保険保険料 分割払特約(猶予期間延長用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	m==	= 4.00
	用語	説明
C	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する
		ことをいいます。
し	次回追加保険料	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期
	払込期日	日をいいます。
	次回保険料払込	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいい
	期日	ます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、
	期日	追加保険料の払込方法が口座振替による場合、
		提携金融機関ごとに当社の定める期日としま
		す。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
		る金融機関等をいいます。
ısı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および
		特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した
		金額であって、変更確認書記載の金額をいいま
		す。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で
		あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、
		保険料の払込方法が口座振替による場合、提携
		金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券 にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

(1)保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます

のとのり扱い区名ととかてさます。	
区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むことができます。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込む ものとします。

- (2)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割 保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるとき において、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日 までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対 して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料

の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の 保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振 替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による 場合を除きます。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを 怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支 払いません。
 - ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込み を怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料 を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が 発生していた場合
- (2)保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠 り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領 収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生してい た場合
 - ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠 り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領 収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生 していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料に ついて、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌 月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日 以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保 険金支払事由の原因が発生していた場合
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第5条(追加保険料領収前の事故)(4)③の規定ならびにこの保険 契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険 料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の 属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える

第4条(追加保険料の払込方法)

(1)当社が第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知事項について告知した	保険契約者は、請求日にその全額を一括
内容が事実と異なる場合また	して当社に払い込まなければなりませ
は通知義務の事実が発生した	h_{\circ}
ことにより危険増加が発生し	
た場合で、追加保険料を請求し	
たとき。	
② 普通保険約款基本条項第	
13条(保険料の返還または追	
加保険料の請求ー告知義務等	
の場合)(1)②に定めるところ	
に従い、追加保険料を請求した	
して	

(2)本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

	区分	追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
2	第2回目以降分割追加保険	追加保険料払込期日までに当社に払い
料		込むものとします。

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるそ の分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当 社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものと みなします。

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の告知事項について告知した内容が事実と異なる場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、普通保険約款等に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。
- (3)第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

- (4)追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、 分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(3)までの規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保 険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその 払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した この保険契約で定める保険金支払事由およびその原因に対しては、保険 金を支払いません。
 - ③ 本条(4)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
 - (注) この規定には、第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(傷害死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)のうち傷害死亡保険金を支払うべき傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

(注)未払込分割保険料とは、分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額 を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額 から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払 込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない 場合
 - ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い 込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払 込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべ き分割保険料(注2)の払込みがない場合
- (2)本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日
 - (注1) 保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保

険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。

- (注2) 分割保険料には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款等の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款等の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第9条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(17)保険料一般分割払特約(猶予期間延 長用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する
		ことをいいます。
し	次回追加保険料	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期
	払込期日	日をいいます。
	次回保険料払込	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいい
	期日	ます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、
	期日	追加保険料の払込方法が口座振替による場合、
		提携金融機関ごとに当社の定める期日としま
		す 。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
		る金融機関等をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および
		特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した
		金額であって、変更確認書記載の金額をいいま
		す。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で
		あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、
		保険料の払込方法が口座振替による場合、提携
		金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

(1)保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込む ものとします。

- (2)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを 怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支 払いません。
 - ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込み を怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料 を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が 発生していた場合
- (2)保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠 り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領

収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生 していた場合

- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料に ついて、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌 月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日 以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保 険金支払事由の原因が発生していた場合
- (3)本条(2)の規定にかかわらす、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座 振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠った ことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料 払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月 末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当 社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分 割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保 険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険 契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請 求できるものとします。
 - (注) この規定には、第5条(追加保険料領収前の事故)(4)③の規定ならびにこの保険 契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険 料払込期日の属する月の翌尺月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の 属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌尺月末日」と読み替える 規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込方法)

(1)当社が第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加 保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

追加保険料の払込み

① 告知事項について告知した	保険契約者は、請求日にその全額を一括
内容が事実と異なる場合また	して当社に払い込まなければなりませ
は通知義務の事実が発生した	h_{\circ}
ことにより危険増加が発生し	
た場合で、追加保険料を請求し	
たとき。	
② 普通保険約款基本条項第	
13条(保険料の返還または追	
加保険料の請求ー告知義務等	
の場合)(1)②に定めるところ	
に従い、追加保険料を請求した	
とき。	

(2)本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第8条(保険料の返還また は追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数お よび金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

	区分	追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
2	第2回目以降分割追加保険	追加保険料払込期日までに当社に払い
彩	1	込むものとします。

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるそ の分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当 社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものと みなします。

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の告知事項について告知した内容が事実と異なる場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、普通保険約款等に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。
- (3)第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。
- (4) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、 分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(3)までの規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保 険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその 払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した この保険契約で定める保険金支払事由およびその原因に対しては、保険 金を支払いません。
 - ③ 本条(4)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(傷害死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)のうち傷害死亡保険金を支払うべき傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりませ

 h_{\circ}

(注)未払込分割保険料とは、分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額 を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額 から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払 込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない 場合
 - ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- (2)本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を 生じます。
 - ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日
- (注1) 保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保 険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 分割保険料には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款等の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款等の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第9条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(18) 保険料支払に関する特約

第1条(保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相 当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払 い込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条(保険料の払込方法)の規定に従い保険料を払い込まない場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

① 第1条(保険料の払込方法)の規定に従いこの保険契約の保険料を払

- い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間に この保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② 第1条(保険料の払込方法)の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における保険料を第1条(保険料の 払込方法)の規定に従って払い込まず、その保険契約の始期日から、そ の保険契約の保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険 金支払事由の原因が発生していた場合

第3条(保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込方法)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

第3条(保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除)の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(19)保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約 に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2)本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む 場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規 約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したこと が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みが あったものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

第2条(保険料の払込方法)(1)の規定により保険契約者が当社が定める 決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した

- 時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保 険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準 用します。

3. その他の特約

(20)包括契約特約(毎月報告・毎月精算)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	確定保険料	第3条(通知)(1)に規定する通知に基づき当社
		が算出した確定保険料をいいます。
さ	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
つ	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条(暫定保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、保険契約の締結と同時に暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定およびこの 保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の 取扱いの規定は、本条(1)の暫定保険料にも適用します。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

- (1)保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2)本条(1)の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害、疾病または損害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

割合

遅滞または漏れの発生した通知日以前に実際に行われた 通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または漏れの発生した通知日以前に遅滞および漏れが なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3)本条(1)の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終 了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければ なりません。ただし、本条(2)の規定に基づき保険金を支払っている場合 はこの規定を適用しません。
- (4)本条(2)の規定は、当社が本条(2)の規定による保険金を削減して支払う べき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の 保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞も しくは漏れの発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第4条(確定保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が本条(1)の規定による確定保険料について保険料払 込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、保 険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること ができます。
- (3)本条(1)の規定による確定保険料を請求する場合において、本条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害、疾病または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)第1条(暫定保険料の払込み)の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に 払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(21)包括契約特約(毎月報告・一括精算)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	確定保険料	第3条(通知)(1)に規定する通知に基づき当社
		が算出した確定保険料をいいます。
ð	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
つ	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。

第1条(暫定保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、保険契約の締結と同時に暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定およびこの 保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項 を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、 いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

- (1)保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定め る事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2)本条(1)の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合において、保険 契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象 となる被保険者の被った傷害、疾病または損害に対しては、次の算式に よって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

割合

遅滞または漏れの発生した通知日以前に実際に行われた 通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または漏れの発生した通知日以前に遅滞および漏れが なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3)本条(1)の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終 了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければ なりません。ただし、本条(2)の規定に基づき保険金を支払っている場合 はこの規定を適用しません。
- (4)本条(2)の規定は、当社が本条(2)の規定による保険金を削減して支払う べき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の 保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞も しくは漏れの発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第4条(確定保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その 差額を精算しなければなりません。
- (2)保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合 は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければ なりません。
- (3)当社は、保険契約者が本条(2)の規定による追加暫定保険料の払込みを 怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この 保険契約を解除することができます。
- (4)本条(2)の追加暫定保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によ りこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した 時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害、疾病 または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に 保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (注) 追加暫定保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加暫定保 険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(22)包括契約特約(一括報告・一括精算)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	確定保険料	第3条(通知)(1)に規定する通知に基づき当社
		が計算した確定保険料をいいます。
さ	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第1条(暫定保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、保険契約の締結と同時に暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定およびこの 保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の 取扱いの規定は、本条(1)の暫定保険料にも適用します。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

- (1)保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2)本条(1)の規定による通知に漏れがあった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害、疾病または損害に対しては、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

割合 = 漏れの発生した通知に基づいて、 当社が算出した確定保険料の合計額 漏れがなかったものとして、 当社が算出した確定保険料の合計額

- (3)本条(1)の規定による通知に漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。 ただし、本条(2)の規定に基づき保険金を支払っている場合はこの規定を適用しません。
- (4)本条(2)の規定は、当社が本条(2)の規定による保険金を削減して支払う べき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の 保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または漏れの 発生した通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第4条(確定保険料の払込み)

保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(23)保険料確定特約(包括契約特約用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	包括契約特約	包括契約特約(毎月報告・毎月精算)、包括契約特約(毎月報告・一括精算)または包括契約 特約(一括報告・一括精算)のうち、この保険 契約に適用されるものをいいます。

第1条(包括契約特約の読み替え)

当社は、この特約により、包括契約特約第1条(暫定保険料の払込み)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条(保険料)

- (1)保険契約者は、保険契約の締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数(注)その他の当社の定める事項に基づき当社が算出した保険料を、当社に払い込まなければなりません。
- (2)普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定および普通保険約款に適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いの規定は、本条(1)の保険料にも適用するものとします。
 - (注)被保険者数とは、初年度契約の場合、被保険者となるべき者の人数をいい ます。

第2条(保険契約者からの保険契約の解約)

- (1)保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
- (2)本条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当社は、 既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保 険料を差し引いて、その残額を返還します。

第3条(包括契約特約の不適用)

包括契約特約第3条(通知) および第4条(確定保険料の払込み) の規定は適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、包括契約特約および普通保険約款の規定を準用します。

(24)ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、ゴルファー賠償責任保険特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
E	入場者	第1条(補償の対象となる方-被保険者)(1) に規定するゴルフの練習、競技または指導のた
		めに保険証券記載のゴルフ場の敷地内に保険期 間中に入場した者をいいます。

第1条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1)この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者を除く、ゴルフの練習、競技または指導のために保険証券記載のゴルフ場の敷地内に保険期間中に入場した者をいいます。
 - ① 保険証券記載のゴルフ場の経営者および使用人(注)
 - ② 名目を問わず、保険証券記載のゴルフ場において、入場者のためにゴルフの指導をすることを業務とし、そのゴルフ場から対価を得ている者
- (2)この特約において、ゴルファー賠償責任保険特約、ゴルファー傷害補償特約またはゴルフ用品補償特約の規定は、被保険者ごとに個別に適用します。
- (注) ゴルフ場の経営者および使用人には、臨時雇いを含みます。ただし、使用人については、実際に使用されているゴルフ場以外においては被保険者とします。

第2条(支払限度額等の適用)

保険証券記載の支払限度額および保険金額ならびに免責金額は、被保険者1名ごとに、かつ、その被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時から同所を退場した時までの期間につき適用します。

第3条(補償される期間-被保険者ごとの保険期間)

この保険契約においてそれぞれの被保険者について補償される期間は、 保険期間中に被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時に始 まり、同所を退場した時(注)に終わります。

(注) 退場した時は、保険期間中に退場しなかった場合、保険期間終了後に同所を退場した時とします。

第4条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

当社は、他の保険契約等を締結している被保険者については、ゴルファー 傷害補償特約の部分を除き、他の保険契約等により支払われる保険金の額 またはこの保険契約の免責金額のいずれか高い額を超過した場合に限りそ の超過する部分についてのみ、保険金を支払います。

第5条(保険料の精算)

- (1)この特約の保険料が保険期間中における入場者の総人員に対する割合に よって定められる場合は、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保 険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2)当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3)当社は、本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料(注)と

既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または 請求します。

(注) 算出された保険料が最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第6条(契約後に通知する事項ー通知義務)

- (1)保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2)本条(1)の事実の発生によって危険増加(注2)が発生した場合において、 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく本条(1)の規定に よる通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 危険増加(注2)が発生した時から5年を経過した場合
- (4)本条(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)本条(4)の規定は、その危険増加(注2)をもたらした事由に基づかずに 発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6)本条(2)の規定にかかわらず、本条(1)の事実の発生によって危険増加(注2)が発生し、この保険契約の引受範囲(注3)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)本条(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注2)が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
 - (注2) 危険増加とは、告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
 - (注3) 引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第7条(保険料の返還または追加保険料の請求ー通知義 務等の場合)

(1)当社は、保険料が保険期間中における入場者の総人員に対する割合によって定められる場合において、次表「区分」のいずれかに該当し、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分

① 第6条(契約後に通知する 事項一通知義務)(1)の事実が 発生したことにより同条(2) の危険増加が発生した場合

② 第6条 (契約後に通知する 事項 - 通知義務) (1)の事実が 発生したことにより危険が減 少した場合

③ 上記①および②のほか、保 険契約締結の後、保険契約者が 書面をもって契約条件変更を 当社に通知し、承認の請求を行 い、当社がこれを承認する場合 保険料の返還、追加保険料の請求

変更前の保険料と変更後の保険料との 差に基づき計算した、保険契約者の申し 出に基づく、第6条(契約後に通知する 事項一通知義務)(1)の事実が発生した 時以降の期間に対する保険料を返還ま たは請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との 差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2)当社は、本条(1)以外の場合において、次表「区分」のいずれかに該当し、 保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。 ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合 等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分 ① 第6条(契約後に 通知する事項ー通知 義務)(1)の事実が発 生したことにより同 条(2)の危険増加が発

生した場合

保険料の返還、追加保険料の請求 次の算式により算出した額(注1)を請求しま

変更前の保 険料と変更 後の保険料 との差額

す。

× 未経過月数(注2)

② 第6条(契約後に 通知する事項ー通知 義務)(1)の事実が発生したことにより危険が減少した場合 次の算式により算出した額(注1)を返還します。

変更前の保 険料と変更 後の保険料 との差額

× 1- 既経過月数(注2) 12

③ 上記①および②の ほか、保険契約締結の 後、保険契約者が書面 をもって契約条件変 更を当社に通知し、承 認の請求を行い、当社 がこれを承認する場 変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (3)当社は、保険契約者が本条(1)①または②もしくは本条(2)①または②の 規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注3)は、保険契約者に対 する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)本条(1)①または②もしくは本条(2)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、第6条(契約後に通知する事項一通知義務)(1)の事実があった後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)本条(1)③または本条(2)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当

社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に従い、保険金を支払います。

- (注1)次の算式により算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間に対して算出した額とします。
- (注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を 請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第8条(保険料の返還ー失効の場合)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還一無効または失効の場合) ②の規定にかかわらず、保険料が保険期間中における入場者の総人員に対する割合によって定められる場合において、保険契約の失効のときには、第5条(保険料の精算)の規定によって、保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第9条(保険料の返還-解除または解約の場合)

- (1)保険料が保険期間中における入場者の総人員に対する割合によって定められる場合において、第6条(契約後に通知する事項ー通知義務)(2)または(6)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、第5条(保険料の精算)の規定によって、保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2)普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還一解除または解約の場合)の規定にかかわらず、保険料が保険期間中における入場者の総人員に対する割合によって定められる場合において、保険契約の解約または解除のときには、第5条(保険料の精算)の規定によって、保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第10条(保険金の請求)

普通保険約款第基本条項第17条(保険金の請求)(2)に規定する書類は、 ゴルフ場の管理責任者が発行する、ゴルフ場の敷地内において発生した事故であることを証明する事故証明書とします。

第11条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、ゴルファー賠償責任保険特約、ゴルファー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

(25)保険料確定特約(ゴルフ入場者包括 用)

第1条(保険料算出の基礎)

ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約第5条(保険料の精算)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる入場者の総 人員とは、次の定義に従うものとします。

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、ゴルフ 入場者包括賠償責任保険特約第1条(補償の対象となる方一被保険者)(1) に規定する入場者の総人員の保険期間に対する日割の人数

第2条(保険料精算の省略)

当社は、ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約第5条(保険料の精算)(1) および(3)ならびに同特約第7条(保険料の返還または追加保険料の請求一通知義務等の場合)、第8条(保険料の返還一失効の場合)および第9条(保険料の返還一解除または解約の場合)の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約および普通保険約款の規定を準用 します。

(26)企業等の災害補償規定等特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(C C B INA)
	用語	説明
き	企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用 関係等一定の関係にある事業主をいいます。
さ	災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害 等に対し、補償または見舞金支給を行う旨を定 めたものをいいます。
し	受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
	傷害補償特約等	傷害補償(MS&AD型)特約または傷害補償 (標準型)特約のうち、この保険契約に適用されるものおよび他の特約をいいます。

第1条(傷害死亡保険金の支払)

- (1)この保険契約については、この特約により、傷害補償特約等の規定にかかわらず、企業等を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2)本条(1)において当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、傷害補償特約等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額(注1)を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が第2条(保険金の請求)①の場合 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額(注2)の範囲 内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が第2条 (保険金の請求) ②の場合 受給者が企業等から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が第2条(保険金の請求)③の場合 企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3)本条(1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が第2条(保険金の請求) の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を傷害死亡 保険金受取人とします。
- (4)本条(3)において当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、傷害補償特約 等の規定に従います。ただし、災害補償規定等に規定する遺族補償に充て られる金額(注2)を限度とします。
- (注1)次に掲げる金額とは、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額とします。
- (注2) 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額とは、災害補償規定等に対

して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保 険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払 われた命額を差し引いた残額とします。

第2条(保険金の請求)

企業等が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、傷害補償特約等に定められた書類のほかに、次に掲げる書類のいずれかを当社に提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支給したことを証する書類

第3条(保険料の返還)

第1条(傷害死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより傷害死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約等および普通保険約款の規定を準用します。

(27)企業等の保険金受取に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償(MS&AD型) 特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	傷害補償特約	傷害補償(MS&AD型)特約または傷害補償 (標準型)特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
ほ	保険金受取人	保険証券の傷害死亡保険金受取人欄に記載された方をいいます。

第1条(保険金の支払先)

- (1)この保険契約に傷害補償特約が適用される場合は、当社は、この特約により、傷害補償特約第5条(傷害後遺障害保険金の計算)から第7条(傷害通院保険金の計算)までの規定にかかわらず、被保険者が被った傷害に対し、傷害補償特約、普通保険約款および他の特約に基づいて支払われる傷害保険金についても被保険者の保険金受取人に支払います。
- (2)この保険契約に傷害補償特約以外の他の特約が適用される場合は、当社は、この特約により、この保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、その特約に基づいて支払われる下欄記載の保険金についても被保険者の保険金受取人に支払います。

ゴルファー傷害補償特約、ハンター傷害補償特約

第2条(傷害補償特約の不適用)

傷害補償特約第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)(9)の規定は適用

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

(28)共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
Ŋ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条(引受保険会社の独立責任)

この保険契約の引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として 指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行 います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および その告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および 交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他本条①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条(幹事保険会社の行う 事項)に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみな します。

第5条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第5部

個人包括賠償責任保険 普通保険約款 · 特約

普通保険約款は、基本となる補償内 容および契約手続き等に関する原則 的な事項を定めたものです。

特約は、補償内容など普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変 更する事項を定めたものです。

個人包括賠償責任保険 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

用語	説明		
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書		
	類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類が		
	ある場合には、これらの書類を含みます。		
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この		
	保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこと		
	となる者をいいます。		
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。		
記名被保険者	保険証券記載の本人をいいます。		
記台放床映台			
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいい まま		
	ます。		
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であっ		
	て、保険証券記載の保険期間をいいます。		
始期日	保険期間の初日をいいます。		
満期日	保険期間の末日をいいます。		
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込む		
	べき金銭をいいます。		
支払限度額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に		
	当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券		
	記載の支払限度額をいいます。		
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、		
	当社が被保険者に支払うべき金銭であって、この普通		
	保険約款および付帯される特約により支払われるべき		
	保険金をいいます。		
危険	損害の発生の可能性をいいます。		
ルの 厚除初め竿	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同		
他の保険契約等	じである他の保険契約または共済契約をいいます。		
	告知事項 (注) について書面をもって訂正を当社に申し		
	出ることであって、第9条(告知義務)(3)③または		
訂正の申出	この普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の		
即形心中田	申出をいいます。		
	(注)告知事項		
	第9条(1)に定める告知事項をいいます。		
通知事項の通知	第10条(通知義務)(1)に規定する通知をいいます。		
	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出を		
却の夕供亦事の	いいます。		
製約条件変更の 申出 -	① 第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)		
	(1)④の通知		
	② この普通保険約款に付帯される特約の通知		
	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約		
変更日	条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更す		
	べき期間の初日をいいます。		
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時		
	から生じなかったものとして取り扱うことをいいま		
	す。		
1			

失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かっ
70.5	て失うことをいいます。
	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしく
	は後遺障害をいい、不当な身体の拘束による自由の侵
人身障害	害および名誉毀損ならびに口頭、文書、図画その他こ
	れらに類する表示行為による名誉毀損およびプライバ
	シーの侵害を含みます。
	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損を
	いいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業
財物損壊	権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権
	利を含まず、滅失には盗難、紛失または詐取を含みま
	せん。
	この保険契約で支払われるべき人身障害または財物損
<u></u>	壊の全部または一部について、保険金が支払われる他
第一次保険	の保険契約をいい、保険証券の第一次保険欄に記載さ
	れたものをいいます。
保険適用地域	保険証券の適用地域欄に記載された地域をいいます。
A CO	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地
住宅	内の動産および不動産を含みます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、次のいずれかに該当する事故による他人の人身障害または財物 損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害の額が、第一次保険で保険金支払の対象となる額または保険証券 の自己負担限度額欄に記載された金額のいずれか高い額を超過する場合に 限り、その超過額のみを保険金としてこの約款に従い被保険者に支払いま す。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活 (注) に起因する偶然な事故
- (注) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条(損害の範囲および支払保険金)

(1)この約款において、損害とは、次のいずれかに該当するものを被保険者が 負担することによって生じる損害の合計額をいいます。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する 法律上の損害賠償責任の額 ^(注) をいいます。
② 権利保全行使費用	第21条 (事故発生時の義務および義務違反の 場合の取扱い)(1)③に規定する権利の保全また は行使に必要な手続をするために要した費用を いいます。
③ 協力費用	第22条(損害賠償の請求を受けた場合の特則) (1)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当 社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、 仲裁、和解もしくは調停に要した費用、その他 権利の保全もしくは行使に必要な手続をするた めに要した費用をいいます。

(注) 損害賠償責任の額

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。 また、被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取 得するものがあるときは、その価額を控除します。

- (2)当社が、被保険者に支払う保険金の額は、1回の事故につき支払限度額を 限度とします。
- (3)(2)にいう「1回の事故」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の人身障害および財物損壊をいいます。

第3条(保険責任の始期および終期)

- (1)当社の保険責任は、始期日の午後4時(注)に始まり、満期日の午後4時(注) に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)当社は、人身障害または財物損壊が(1)の保険期間中に生じた場合に限り、 保険金を支払います。
- (注) 午後4時 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第4条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保 険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりま せん。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の 払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にそ の全額を払い込まなければなりません。
- (2)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた人身障害または財物損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、保険適用地域において生じた人身障害または財物損壊による損害に対してのみ保険金を支払います。

第6条(被保険者)

- (1)この約款における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者と同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者と別居の未婚(注1)の子
 - ⑤ ①から④までのいすれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する第1条(保険金を支払う場合)①または②の事故に限ります。
- (2)(1)の記名被保険者とまたはその配偶者とこれらの者以外の者と同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)この普通保険約款またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1)未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 責任無能力者の親族に限ります。

第7条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の次のいずれかに 該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険 金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1) または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注2)によって生じた損害賠償責任
 - ③ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって生じた損害賠償責任
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波などの天災によって生じた損害賠償責任
- (2)当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の罰金、違約金または懲罰的賠償金については、保険金を支払いません。
- (注1)保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく 平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4)核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第8条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1)当社は、被保険者の次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が、保険適用地域において、労働災害もしくは失業の補償に 関する法律またはこれらに類似の法律(注1)により負担する損害賠償責任
 - ② 被保険者と住居および生計を共にする親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 (注2) により生じる損害賠償責任
 - ④ 被保険者の業務に起因する損害賠償責任
- (注1)労働災害もしくは失業の補償に関する法律またはこれらに類似の法律 名称を問いません。
- (注2) 飛行機または船舶

原動力が専ら人力であるものを除きます。

(2)被保険者が第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)② から④の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者が監督する責任無能 力者」と読み替えて適用します。

第9条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する 重要な事項^(注1)のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が 告知を求めたもの(以下「告知事項」といいます。)について、当社に事 実を正確に告げなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または

過失によってこれを知らなかった場合 (注2)

- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき人身障害または財物損壊が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か 月を経過した場合
 - イ、保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が人身障害または財物損壊の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した人身障害または 財物損壊による損害については適用しません。
- (注1) 危険に関する重要な事項
 - 他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注2)当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第10条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注1) が発生 した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に 通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当 社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を 経過した場合
 - ②危険増加 (注2) が生じた時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が人身障害または財物損壊の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加 (注2)が生じた時以後に発生した人身障害または財物損壊による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)の危険増加 (注2)をもたらした事実に基づかずに発生した人身障害または財物損壊による損害については適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じ、この保険契約の引受範囲 ^(注3) を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)(6)の規定による解除が人身障害または財物損壊の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加 (注2)が生じた時以後に発生した人身障害または財物損壊による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。こ

の場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を 請求することができます。

(注1)告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用 がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその 危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注3) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約 締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第11条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険 契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第13条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第6条(被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第14条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を 解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険 料 ^(注) を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ なりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第16条(当社による保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険契約者が第19条 (保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の 追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第17条 (重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を

支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力 (注1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注1) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 ^(注1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)当社は、記名被保険者以外の被保険者が(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した人身障害または財物損壊による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に 生じた損害
 - ② (1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
 - (注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、 暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) この保険契約

その被保険者に係る部分とします。

第18条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第9条(告知義務)	
(1)により告げられた	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返
内容が事実と異なる	還または請求します。
場合	

次の算式により算出した額(注1)を請求します。 第10条(通知義 務)(1)の事実が発生 変更前の保 したことにより同条 険料と変更 後の保険料 未経過月数(注2) X (2)の危険増加が生じ :の差額 た場合 次の算式により算出した額 (注1) のいずれか低い 額を返還します。 (3) 第10条(通知義 既経過 変更前の保 月数^(注2) 務)(1)の事実または 険料と変更 ア. X 後の保険料 その他の事実が発生 12 との差額 したことにより危険 の減少が生じた場合 既に払い 保険証券 込まれた 記載の最 イ. 保険料 低保険料 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高 くなる場合は、次の算式により算出した額を 請求します。 変更前の保 未経過月数(注2) 険料と変更 X 後の保険料 ④ ①から③までのほ 12 との差額 か、保険契約締結の 後、保険契約者が書面 イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低 をもって契約条件変 くなる場合は、次の算式により算出した額の 更を当社に通知し、承 いずれか低い額を返還します。 認の請求を行い、当社 既経過 がこれを承認する場 変更前の保 月数(注2) 険料と変更 後の保険料 合 (ア) X 2 1 との差額 保険証券 既に払い **(1)** 記載の最 込まれた

(2)保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

保険料

低保険料

区分 保険料の返還 既に払い込まれた保険料の全額を返還します。 ① 保険契約が無効と ただし、第12条(保険契約の無効)の規定に なる場合 より、保険契約が無効となる場合は既に払い込 まれた保険料を返還しません。 次の算式により算出した額を返還します。 保険契約が失効と 既に払い 未経過日数 X なる場合 込まれた 365 保険料 (3) 第14条(保険契 約の取消)の規定によ 既に払い込まれた保険料を返還しません。 り、当社が保険契約を 取り消した場合

(3)保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定め

る方法により保険料を返還することがあります。

る万法により保険料を	返還することがあります。
区分	保険料の返還
① 第9条(告知義務) (2)、第10条(通知 義務)(2)もしくは (6)、第16条(当社 による保険契約の解 除)、第17条(重大 事由がるる保険契約の解 解除)(1)または付帯 される特約の規模に される特約の規模に を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い 込まれた 保険料
② 第15条(保険契	次の算式により算出した額のいずれか低い額を返還します。
約者による保険契約 の解約)の規定によ り、保険契約者が保険	ア. U
契約を解約した場合	イ. 既に払い 込まれた 保険料 保険証券 に載の最 低保険料

(注1)次の算式により算出した額

保険契約者または被保険者の申出に基づき、第10条(通知義務)(1)の事実または(1)③に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

- (注2) 未経過月数 既経過月数
 - 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) 短期料率

別表に掲げる短期料率をいいます。

第20条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①または②の追加 保険料を請求する場合において、第16条(当社による保険契約の解除) ②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から 追加保険料領収までの間に生じた人身障害または財物損壊による損害に 対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ ていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた人身障害または財物損壊による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を自己の費用で講すること。	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、発生または拡大 を防止することができたと認めら れる損害の額を差し引いて保険金 を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、損害賠償責任が ないと認められる額を差し引いて 保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第22条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)

- (1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償 請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当社 の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合には、当社は、 それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

- (1)他の保険契約等 (注1) がある場合において、それぞれの支払責任額 (注2) の合計額が損害の額 (注3) 以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額 (注2) を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等 (注1) がある場合において、それぞれの支払責任額 (注2) の合計額が、損害の額 (注3) を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保 降金の額とします

映並の領としより。	
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等 ^(注1) から保険金 または共済金が支払われていない 場合	この保険契約の支払責任額 (注2)
② 他の保険契約等 ^(注1) から保険金 または共済金が支払われた場合	損害の額 (注3) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (注2) を限度とします。

(注1)他の保険契約等

第一次保険を除きます。

(注2) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がない ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注3) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第24条(保険金の請求)

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書
- ② 当社の定める事故内容報告書
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- ④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- ⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関 しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を 示す書類
- ⑥ 人身障害(注1)に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に 関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を 示す書類
- ⑦ 財物損壊に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(註2)および被害が生じた物の写真(注3)
- ⑧ その他当社が第25条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注4)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注4) または②以外の3親等内の親族
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が 保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、 保険金を支払いません。
- (6)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 人身障害

死亡または後遺障害の場合を除きます。

- (注2) 修理等に要する費用の見積書 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3)写真画像データを含みます。
- 画家 フラムロのより。
- (注4) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第25条(保険金の支払)

- (1)当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、 事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金 が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する 事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と

損害との関係ならびに治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保险者に対して通知するものとします。

との暗鳴を終える、と時期を放休候目に対して遥れずるものとしなす。				
事由	期間			
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、 消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(註3)	180⊟			
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、 検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日			
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日			
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された 災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認の ための調査	60⊟			
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行う ための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟			

- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)から(3)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
 - (注1)請求完了日

被保険者が第24条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 次表「期間」に掲げる日数
 - 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含 みます。
- (注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額	
① 当社が損害の額の全額を保険	被保険者が取得した債権の全額	
金として支払った場合		

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、 保険金が支払われていない損害の 額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
 - (注)損害賠償請求権その他の債権 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第27条(先取特権)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいすれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲および支払 保険金)(1)①の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被 保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請 求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金にかかわる保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、同条(1)①の損害賠償金にかかわる保険金請求権(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権

第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第28条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第27条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金にかかる保険金と被保険者が第2条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる費用にかかる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第29条 (保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨

を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、 保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保 険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者または被保 険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関 する義務を負うものとします。

第31条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款 の規定を適用します。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

	既経過期間	7日まで	5日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
,	短期料率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100

1. 補償に関する特約

(1) 個人包括追加特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人包括賠償責任保険普通 保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

本の形成 「Thill oblight lett oblight of the oblight o							
用語	説明						
普通保険約款	個人包括賠償責任保険普通保険約款をいいます。						
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。						

借用戸室	記名被保険者の借用する住宅または住宅の戸室をいい、借用戸室内の動産は含みません。
レンタカー	自動車賃貸業を営む者から賃借した自動車をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、被保険者の責に帰すべき次のいずれかの事由に起因する事故によって借用戸室が損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主(注1)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款の規定に従って、保険金を支払います。ただし、被保険者が借用戸室を貸主(注1)に引き渡した後に借用戸室の損壊が発見された場合は、保険金を支払いません。
 - ① 火災
 - ② 破裂または爆発 (注2)
- (2)当社は、被保険者の使用するホテルの客室(注3)が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故によって損壊した場合において、被保険者がホテルの客室(注3)についてその所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款の規定に従って、保険金を支払います。
- (3)(1)または(2)の被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、当社が保険金を支払うのは、その責任無能力者に関する(1)①もしくは②または(2)の事故に限ります。
- (注1)貸主

転貸人を含みます。

- (注2) 破裂または爆発
 - 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
- (注3) ホテルの客室

客室内の動産を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1)当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害を除き、被保険者が所有、賃借、使用もしくは管理する財物を損壊しまたは紛失しもしくは盗取されたことにより、その財物の正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

当社は、被保険者と第三者の間に、損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合ーその3)

- (1)当社は、被害者治療費補償特約第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が、所有、賃借、使用または管理する自動車により生じた被害者治療費補償特約第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

第5条(保険適用地域)

普通保険約款「用語の説明」に規定する保険適用地域には、日本を含みません。

第6条(自己負担限度額)

普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)にいう保険証券の自己負担 限度額欄に記載された金額とは次のものをいいます。

		適用地域	自己負担限度額
	レ ン タ カー運転 中		事故発生地域において、法律等で要求されている最低保険金額
自動車事故	レ ン タ カー運転 中以外	米国 カナダ	(A) 対人事故 (B) 1名につき 事 故 発 US\$100,000 生 地域 (A)ま 1事故につき に おい たは US\$300,000 て、法律 (B)の 対物事故 等 で 要 い ずれ 1事故につき 求 され か 高い US\$25,000 ている 額
		その他(日 本を除く)	(A) 最低保 1事故につき 険金額 US\$50,000
自動車以外 活中の事故		全世界共通(日本を 除く)	1事故につき 5万円

第7条 (保険期間)

普通保険約款第3条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、当社の保険責任は、始期日の午前〇時(注)に始まり、満期日の午後12時に終わります。

(注)午前〇時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻とします。

第8条(先取特権)

普通保険約款第27条(先取特権)(1)の規定は、事故が発生した場合において、損害賠償請求権者(注)が日本国の保険法(平成20年法律第56号)に基づき被保険者の当社に対する保険金請求権に先取特権を有するときに限り、適用します。

(注) 損害賠償請求権者

被保険者に損害賠償請求権を有する者をいいます。

第9条(普通保険約款の適用除外)

この保険契約において、普通保険約款第28条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(2)被害者治療費補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人包括賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

Physical Control of the Control of t			
用語	説明		
普通保険約款	個人包括賠償責任保険普通保険約款をいいます。		
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害 および死亡を含みます。		
治療費等	内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師の雇い入れに現実に支出した通常要する費用をいい、葬祭に要した費用を含みます。		

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する事故によって他人に身体の障害を与えたことにより身体の障害を被った者(以下「被害者」といいます。)が医師の治療を受けた場合は、その治療に要した治療費等を被保険者が支払うことによって被る損害(以下「損害」といいます。)について、この特約の規定に従い、保険金を支払います。
 - ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活 (注1) に起因する偶然な事故
 - ③ 被保険者の家事使用人が被保険者のために行う業務 (注2) に起因する偶然な事故
- (2)被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、当社が保険金を支払うのは、その責任無能力者に関する(1)①から③までの事故に限ります。
- (3)当社がこの特約により保険金を支払う損害は被保険者が支払う治療費等のうち、事故の発生の日からその日を含めて3年以内に要したものに限ります。
- (注1)日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(注2)業務

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条(被保険者)

この特約において、被保険者とは普通保険約款第6条(被保険者)に規定する者とします。

第3条(支払保険金)

普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、被保険者が被る損害の額とし、被害者1名につき保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者の被る次のいずれかに該当する損害については、保険 金を支払いません。

- ① 被害者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ② 家事使用人の身体の障害に対する損害
- ③ 被害者の心神喪失に起因して生じた損害

④ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因して生じた損害

第5条(損害賠償保険金との関係)

当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の損害につき、被害者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合には、この特約により支払う保険金は、当社が普通保険約款の規定により支払う保険金に充当します。

第6条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注1) の合計額が損害の額 (注2) 以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額 (注1)を支払保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注1) の合計額が損害の額 (注2) を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

敬こしみり。		
区分	支払保険金の額	
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)	
② 他の保険契約等から保険金ま たは共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。	

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がない ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(保険金の請求)

- (1)当社に対するこの特約の保険金請求権は、被保険者が治療費等を負担した 時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24 条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 公の機関(注)の事故証明書
- ② 治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
- ③ 被害者以外の医師の診断書
- ④ 被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する 書類
- (3)この特約の保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第8条(読み替え規定)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第4条(保険料の払込方法)(2)、第5条(保険責任のおよぶ地域)および第6条(被保険者)(2)、の規定中「損害」とあるのは「被害者治療

費補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」

- ② 第7条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)および第8条(保険金を支払わない場合ーその2)(1)の規定中「被保険者の次のいずれかに該当する損害賠償責任」とあるのは「被保険者の被る次のいずれかに該当する損害」
- ③ 第7条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)①から④までおよび第 8条(保険金を支払わない場合ーその2)(1)①から④までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「損害」
- ④ 第3条(保険責任の始期および終期)(3)、第9条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、第17条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)ならびに第20条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「人身障害または財物損壊」とあるのは「被害者治療費補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」
- ⑤ 第25条(保険金の支払)(注1)の規定中「第24条(保険金の請求) (3)および(4)」とあるのは「第24条(保険金の請求)(3)および(4) ならびに被害者治療費補償特約第7条(保険金の請求)(2)」

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 普通保険約款の規定を準用します。

(3) 自動車危険対象外特約

- (1)当社は、個人包括賠償責任保険普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合ーその1)および第8条(保険金を支払わない場合ーその2)のほか、被保険者が所有、賃借、使用または管理する自動車により生する被保険者の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。
- (2)被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(4)船舶危険補償特約

- (1)当社は、個人包括賠償責任保険普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合ーその2)(1)③の規定にかかわらず、被保険者が所有、賃借、使用または管理する全長26フィートまたは出力50馬力未満の船舶により生じる被保険者の損害賠償責任について、保険金を支払います。
- (2)被保険者が普通保険約款第6条(被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、(1)の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

2. 保険料に関する特約

(5) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明		
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に 定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込 む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をい います。		
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。		
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。		

第1条(この特約の付帯条件)

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合において、この特約を付帯する旨保険契約者が申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、次のいすれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
 - ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込む ものとします。
- (2)(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料 払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったもの とみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、 初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定し た場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保 険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に生じた事故による損害または 傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める 保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保 険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込 みを怠った場合は、当社は、この保険契約の始期日から初回保険料を領収 までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払い ません。

第4条(保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、 保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を 行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い 込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金 を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払 込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込み を怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求するこ とができます。

第5条(当社による保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(6)初回追加保険料払込取扱票·請求書払 特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明		
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求 した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割し て払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追 加保険料をいいます。		
追加保険料払込期 日	要更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。		
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。		

第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

第2条(追加保険料の払込方法)

- (1)この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険 者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1)追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した 内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した 場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険 料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、 変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または 傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、契約条件変更の申出を承認する 場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険 料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、 変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または 傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この 保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払 います。

第4条(追加保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回 追加保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険 金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追 加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額		
① 告知義務の規定に 基づき告知した内容 が事実と異なる場合 または通知義務の規 定に定める事実が発 生した場合の規定に 従い請求した追加保 険料	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額		
② 契約条件変更の申 出を承認する場合の 規定に従い請求した 追加保険料	次の算式により算出される額 事故による損害 または傷害に対 して既に支払っ た保険金の額		

第5条(当社による保険契約の解除)

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準 用します。

(7) 保険料支払に関する特約

第1条(保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相 当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い 込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条(保険料の払込方法)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込方法)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

第3条(保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)の規定による 解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(8)保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

1201 03/121010 1 9109 200 9 2 0 0 0 9			
用語	説明		
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定		
	めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場		
1	合は、追加保険料を含みます。		

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2)本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む 場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規 約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したこと が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みが あったものとみなします。

第3条 (保険料領収前の事故)

第2条(保険料の払込方法)(1)の規定により保険契約者が当社が定める 決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注) 以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収 前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準 用します。

3. その他の特約

(9)支払通貨および為替交換比率に関する 特約

- (1)当社は、保険証券の自己負担限度額または支払限度額記載欄に記載された 通貨単位にかかわらず、保険金支払地の属する国の通貨により保険金を支 払うことができます。
- (2)支払保険金、自己負担限度額または支払限度額に関し、通貨単位の換算が必要な場合は、保険金支払について当社と被保険者または保険金を受け取るべき者との間に協定が成立した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により換算します。

(10)包括契約特約(毎月報告・毎月精算)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人包括賠償責任保険普通 保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明	
普通保険約款 個人包括賠償責任保険普通保険約款をいいま		
確定保険料 第6条(通知)に規定する通知に基づき当 した確定保険料をいいます。		
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。	
通知日 保険証券記載の通知日をいいます。		
保険料払込期日 保険証券記載の払込期日をいいます。		

第1条(被保険者)

当社は、下欄記載の者すべてを被保険者とし、被保険者が被った普通保 険約款および保険証券記載の特約に規定する損害に対して、この特約およ び普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

保険契約者の業務のために保険期間中に日本国外に出張する保険契約 者の役員および従業員

第2条(保険責任の始期および終期)

この特約により、当社の各被保険者に対する保険責任の始期および終期は、下欄記載のとおりとします。

始期	被保険者が日本を出国した時
終期	被保険者が日本に帰国した時

第3条(支払限度額および保険金額)

支払限度額および保険金額は、各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載のとおりとします。

第4条(暫定保険料)

- (1)保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければ なりません。
- (2) 普通保険約款第4条(保険料の払込方法)(2)の規定および普通保険約款 に付帯される特別約款または特約に定める保険料領収までの間に生じた事 故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条(帳簿の備付)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条(通知)

- (1)保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた 通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏が なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4)(2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または 重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定に より保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしな いで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5 年を経過した場合には適用しません。

第7条(確定保険料)

- (1)保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2)当社が保険契約者に対し(1)の確定保険料を請求したにもかかわらず、保 険契約者が確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込 みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を解除することができます。
- (3)(1)の規定による確定保険料を請求する場合において、(2)の規定により この保険契約を解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するた めの通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、保険金を支払い ません。
- (4)第4条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。ただし、毎月の確定保険料の合計額が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、既に領収した保険料と最低保険料との差額を精算します。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(11) 包括契約特約(毎月報告•一括精算)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人包括賠償責任保険普通 保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

体験情報 「自由の配場」にある場合のほか、 外のともうとしよう。			
用語	説明		
普通保険約款 個人包括賠償責任保険普通保険約款をいいます			
第6条(通知)に規定する通知に基づき当社が した確定保険料をいいます。			
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。		
通知日 保険証券記載の通知日をいいます。			
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。		

第1条(被保険者)

当社は、下欄記載の者すべてを被保険者とし、被保険者が被った普通保 険約款および保険証券記載の特約に規定する損害に対して、この特約およ び普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

保険契約者の業務のために保険期間中に日本国外に出張する保険契約 者の役員および従業員

第2条(保険責任の始期および終期)

この特約により、当社の各被保険者に対する保険責任の始期および終期は、下欄記載のとおりとします。

	は、「開心域のとのうとしよう。		
I	始期 被保険者が日本を出国した時		
ſ	終期	被保険者が日本に帰国した時	

第3条(支払限度額および保険金額)

支払限度額および保険金額は、各被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載のとおりとします。

第4条(暫定保険料)

- (1)保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2)普通保険約款第4条(保険料の払込方法)(2)の規定および普通保険約款に付帯される特別約款または特約に定める保険料領収までの間に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条(帳簿の備付)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条(通知)

- (1)保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた 通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏が なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4)(2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または 重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定に より保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をし ないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日か ら5年を経過した場合には適用しません。

第7条(確定保険料)

- (1)保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その 差額を精算しなければなりません。ただし、その確定保険料の合計額が保 険証券記載の最低保険料に達しない場合は、暫定保険料と最低保険料との 差額を精算します。
- (2)保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合 は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければ なりません。
- (3)当社は、保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注)追加暫定保険料の支払を急った場合 当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間 内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(12) 共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として 指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行い ます。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解約もしくは解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および その告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する 裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- 9 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う 事項)に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなし ます。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第6部

返還保険料の お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明			
	保険契約者 からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。 (中途更改のための全部解約を除きます。)			
解約	被保険者 からの解約	傷害補償特約における、被保険者からのお申 出による特約の解約をいいます。			
	中途更改の ための 全部解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の保険契約者による新しいご契約を締結いただく場合をいいます。			
解	除	当社が、普通保険約款またはご契約にセット される特約の規定により行うご契約の解除を いいます。			
無	効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。			
失	効	この保険契約の全部または一部の効力を将来 に向かって失うことをいいます。			
料率	短期料率	期間に応じて定める次の割合をいいます。			
	月割	期間の月数に応じて定める割合をいいます。			
	日割	期間の日数を、保険期間の日数(365日を上限とします。)で除した割合をいいます。			
	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。			
期間	既経過期間 (既経過日 数・月数)	ご契約の始期日から、解約日または解除日(失効の場合は、失効日)までの期間(日数・月数)をいいます。			
	未経過期間 (未経過日 数・月数)	解約日または解除日(失効の場合は、失効日) から、ご契約の満期日までの期間(日数・月数) をいいます。			
保険期間を1年間とした場合にす 保険料 年間保険料 にく保険料をいいます。		保険期間を 1 年間とした場合にお支払いいただく保険料をいいます。			
	分割保険料	分割払における 1 回分の保険料をいいます。			

ご注意

- ◆返還保険料は、記名被保険者ごと、補償項目ごと、特約の種類 ごとに計算し、1円位を四捨五入して10円単位とします。
- ◆ハンター賠償責任保険特約をセットするご契約において、解約の場合に返還保険料があるのは、中途更改のための全部解約のうち、保険料が同額または増額となる場合に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆解約時または解除時に未払込保険料(解約・解除時点において 払い込まれていない保険料)がある場合には、次ページ以降に 記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険 料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未 払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を 保険契約者に請求します。
- ◆ご契約が無効、失効または取消しとなる場合の返還保険料については、以下および各特約をご覧ください。

【団体総合生活補償保険の場合】

団体総合生活補償保険 普通保険約款第2章基本条項第14~ 15条

【個人包括賠償責任保険 (CPL保険) の場合】 個人包括賠償責任保険 普通保険約款第19条 解約、解除の場合の返還保険料の計算方法は、下表のとおりとなります。なお、セットされる特約等により返還保険料の計算方法が下表と異なる場合があります。

1. 団体総合生活補償保険の場合

区分		払込方法	一時払契約	分割払契約
保険契約者からの解約被保険者からの解約		 月割 【最低】		
解約	中途更改のための	保険料が同額または増額	月割	月割
	全部解約	保険料が減額	月割	月割
	告知義務に関する 規定による解除		月割【最低】	月割
解除	通知義務に関する 規定による解除		月割【最低】	月割
	重大事由	こよる解除	月割【最低】	月割

- ◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低 保険料の規定が適用されます。
- ◆ハンター賠償責任保険特約をセットするご契約において、解約 の場合に返還保険料があるのは、中途更改のための全部解約の うち、保険料が同額または増額となる場合に限ります。
- ◆ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約をセットするご契約のうち、 保険契約締結時に暫定保険料を領収するものについては、上表 によらず、確定精算によって保険料精算します。この場合、上 表によらず、最低保険料は適用しません。

2. 個人包括賠償責任保険の場合

区分		払込方法	一時払契約
解約	保険契約者からの解約 被保険者からの解約		短期料率 【最低】
	中途更改のための全部解約	保険料が同額 または増額	日割
		保険料が減額	短期料率 【最低】 【月割】
解除	告知義務に関する 規定による解除		日割 【最低】
	通知義務に関する 規定による解除		日割 【最低】
	重大事由による解除		日割【最低】

- ◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低 保険料の規定が適用されます。
- ◆【月割】の表示がある場合は、団体契約に限り、短期料率ではな く、月割によって返還保険料を計算します。

なお、返還保険料の具体的な金額や、ご不明な点については、代 理店・扱者または当社までお問合わせください。

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事 故 は いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル 〈チャットサポートやよくあるで質問などの各種サービス〉 こちらから **同学 ្**

〈チャットサポートやよくあるで質問などの各種サービス https://www.ms-ins.com/contact/cc/ 〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料) こちらから アクセスできます**▶**

